

# 会 議 録 目 次

平成13年第5回海田町議会12月定例会（第2日目）

平成13年12月10日（月）午前9時00分開議

日程第1	一 般 質 問	.....	4
日程第2	第45号議案	海田町行政手続条例の制定について.....	6 3
日程第3	第46号議案	議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を 改正する条例の制定について.....	7 0
日程第4	第47号議案	特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例 の一部を改正する条例の制定について.....	7 2
日程第5	第48号議案	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて.....	7 3
日程第6	第49号議案	海田町給水条例の一部を改正する条例の制定について..	7 4
	(延 会)	.....	9 9



15番 田 中 千 代

16番 佐 中 十 九 昭

17番 中 岡 長 一

18番 国 岡 光 明

19番 加 藤 公

20番 河 野 道 昭



7. 欠 席 議 員

な し



8. 説明のため議場に参加した者の職氏名

町	長	加 藤	天
助	役	石 原	憲 治
収 入	役	正 木	洋
企 画 部	長	中 野	潔
福 祉 保 健 部	長	富 田	征
建 設 部	長	池 の 本	和 弘
福 祉 保 健 部 参 事 兼 保 健 セ ン タ ー 所 長		因 幡	忠 志
企 画 課	長	木 原	晴 彦
財 政 課	長	内 田	和 彦
総 務 課	長	上 條	正 弘
地 域 振 興 課	長	植 野	敏 彦
税 務 課	長	畝	光 美
住 民 課	長	上 村	直 樹
福 祉 課	長	因 幡	貞 男
高 齢 福 祉 課	長	青 木	基 秀
環 境 セ ン タ ー 所 長		西 本	徹 郎
保 健 セ ン タ ー 主 幹		臼 井	真
監 理 課	長	木 原	正 博
建 設 課	長	久 保	伸 一
都 市 整 備 課	長	朝 倉	登 司 雄
海 田 市 駅 南 口 区 画 整 理 事 務 所 所 長		永 海	房 雄
海 田 市 駅 南 口 区 画 整 理 事 務 所 主 幹		児 玉	正 克

教 育 長	李 木 義 夫
教 育 部 長	山 本 義 彦
教 育 部 参 事 兼 海 田 東 公 民 館 長	柳 原 徹
学 校 教 育 課 長	河 原 毅
社 会 教 育 課 長	佐 々 木 正 子
上 下 水 道 部 長	佐 藤 隆
庶 務 課 長	新 浜 憲 治
水 道 課 長	畠 山 隆

~~~~~○~~~~~

9. 職務のために議場に参加した者の職氏名

|               |         |
|---------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長   | 園 山 純   |
| 議 会 事 務 局 次 長 | 梶 原 正 勝 |
| 主 任           | 辻 千 奈 美 |

~~~~~○~~~~~

10. 議 事 日 程 (第 2 号)

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 第45号議案 海田町行政手続条例の制定について
- 日程第3 第46号議案 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 第47号議案 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 第48号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第49号議案 海田町給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 第50号議案 平成13年度海田町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第8 第51号議案 平成13年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 第52号議案 平成13年度海田町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 第53号議案 平成13年度海田町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第11 発議第8号 米国における同時多発テロ事件に関する決議案
- 日程第12 発議第9号 WTO農業交渉で新しい貿易ルールを求める意見書案

~~~~~○~~~~~

## 11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（河野）皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員数は19名です。定足数に達しておりますので、本会議を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第12に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第1、一般質問を続行いたします。14番、山岡君。

○14番（山岡）皆さん、おはようございます。本日1番を務めさせていただきます、山岡です。よろしくお願いいたします。

最初に、教育についてを質問させていただきます。開かれた学校づくりを目指して、学校が変わる、学校を変える、広島県では県民総参加の教育改革に取り組み、平成14年度から学校週5日制の完全実施に伴い、新学習指導要綱に基づき、教育内容が3割削減され、年間70から130時間少なくなると言われております。総合的な学習時間が増すために、地域の公民館、文化施設、集会所等の活用が今までより重要となるし、青少年指導、学校・家庭・地域の連帯による教育、海田町教育委員会の取り組みについて、次の点を問うものでございます。

1、これまでも何回か質問しておりますが、学区の再編成について教育委員会の方針を問うものでございます。

2、生徒・児童に制服、基準服を着用させておりますが、先生はそれぞれ自由である指導者の服装についてどのように考えておられるのかを問うものでございます。

3、学習指導要綱の改訂に伴う教員の人事異動も含め、施設の職員の配置、教員の町内たらい回し人事、マンネリ化しているように思うが、講師、臨時職員の採用基準についても再検討すべきと思うが、お尋ねをいたします。

4、海田町生徒・児童の塾、けいごと、クラブ活動等の実態調査をされているかを問うものでございます。

5、各学校の教育要覧には月1回情報交換、地域対策、活動状況とあるが、青少年の健全育成にかかわるスクールカウンセラー、青少年指導員の相談状況は保護者、学校、委員会との密接な連携は保たれているか、校外指導に教員、教育委員会も加わり、町民

総参加の教育改革にしたらどうかを問うものでございます。

次に、合併と大型事業の状況についてをお尋ねいたします。合併問題と連立事業、区画事業などの進捗状況と今後の予定について問うものでございます。

1、連続立体交差事業は、秋には事業説明を開催すると聞いていたが、いまだ開催されていない。遅れているようだが、どのようなになっているのか、また、今後の予定はどうかを問うものでございます。

2、駅南口の区画整理と中心市街地の活性化は、どのような結びつきを考えているのか。海田町の将来は、合併問題を控えて何もかも中途半端に見えるが、具体的なビジョンはあるかを問うものでございます。

3、JR連続立体事業は広島県、海田町、府中町、そして政令市の広島市と、2つの事業主体があるが、それぞれの事業調整はうまくいっているのかを問うものでございます。

4、連立事業に係る沿線の立ち退き区域の住民は、建替え、修理などを行うことができず困っている。なぜ進捗状態の説明会をされないのか、問うものでございます。

次に、議会所管事務調査と職員の研修についてお尋ねをいたします。海田町議会では、各常任委員会での調査・研究において、何年か前まで、研修目的、行き先によっては所管の部課の職員とともに勉強に行っていた経緯があります。行政改革、経費節減のために、ここ数年は議会事務局だけしか同行しておりません。海田町に新しいアイデア、企画立案、先進地の研修は議会執行部が見聞して初めて効果があると思いますが、議会所管調査に職員の同行について、次の点を問うものでございます。

1、議会の研修は1泊2日であるが、職員の研修はどのようにされているのか、具体的に問います。

2、議会研修、職員研修から参考にして海田町に取り入れたことについて、何件か示してください。

3、平成14年度から議会・職員合同での視察研修を復活されてはどうかと思うんですが、町長の考えを問うものでございます。

次に、地域イントラネットと商工会についてお尋ねをいたします。地域の住民の利便と楽しみの構築を図るイントラネットの普及は目まぐるしいものがあります。地域住民のより文化生活を保全するため、教育、行政、福祉、医療、防災等をつなぎ、ITによる地域社会は高速LAN、地域イントラネットの整備が急がれております。国もIT事

業に多額の補助を出す。行政、議会、商工会、町民、官民一体となり、海田町の活性化のために早期取り組みが望まれているのですが、町長の考えを問うものでございます。

1、IT事業の具現化に伴う商工会からの事業申請、国の支援をつけた場合、海田町でのメリット、デメリットについて検討されているかを問うものでございます。

2、人口3万人、世帯数1万2千の海田町で実現すれば、全国に例がない規模と聞きますが、申請は町当局とあるが、町長の方針について問うものでございます。

3、電子エコマネー、ITによる地域通貨は海田町の活性化になり、町外への資金流出を防ぐとある。この事業に町長は商工会にどのような支援をされるのかを問うものでございます。

4、海田町におけるケーブルテレビの現在の状況についてお尋ねをいたします。以上です。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）皆さん、おはようございます。山岡議員ご質問の2点目、3点目、4点目につきましては私から、1点目につきましては教育委員会から答弁をいたします。

合併と大型事業の状況に関するご質問についてお答えいたします。まず、1点目の連続立体交差事業の進捗状況と今後の予定でございますが、連続立体交差事業は平成11年3月に都市計画決定を行い、その後、事業認可に向けて地形測量、実施設計等を進め、鉄道施設についてのJR西日本との協議が今年9月に整ったところでございます。計画では秋の事業説明会を予定していたところですが、事業認可申請前の国土交通省との詳細協議や、県と広島市の間における事業の執行計画での調整に今少し時間を要しております。これが整い次第、事業認可申請、事業説明を行うこととしており、今年度中には認可を得られる予定でございます。

次に、2点目の区画整理事業と中心市街地活性化の具体的ビジョンでございますが、行政報告で申し上げましたように、広島県住宅供給公社の住宅建設事業を誘致するため、公共施設や商業施設を含め、計画づくりを行うこととしております。これにより、中心市街地活性化の大きな柱である町中への居住の推進や商業の活性化といった事業が展開できるものと考えております。

次に、3点目の広島県と広島市の事業調整についてのお尋ねですが、当事業は、ご指摘のとおり、2つの事業主体があり、それぞれ単独では事業が成立しないことから、先ほどもお答えしたように、県と市で鋭意調整を行っておられるところでございます。県

では今後とも事業推進に向けて努力していくことにしております。

最後の4点目、進捗状況の説明会に関するお尋ねですが、地元住民の方々にはご迷惑をおかけしておりますが、関係機関との調整に時間を要し、事業着手の正確な見込みが立たなかったため、事業説明会が開催できなかったようでございます。引続き年度内の説明会の開催に向け努力しておりますが、年度内に事業説明会ができない状況が明らかになった場合には、現状を関係住民の方々へ周知していただくよう、県に申し出てまいります。

続きまして、職員の視察研修についてのご質問にお答えします。まず、1点目の職員の研修についてでございますが、担当部署で研修計画を立てております。日程等は、研修内容や視察場所により異なりますが、日帰りまたは1泊2日で行っております。研修先については、先進的な事業を展開している市町村の情報を収集し、その中で、海田町が抱えている課題等について研修ができ、効果が期待できる場所へ行くようにしております。

次に、2点目の視察研修を参考に実施した事業でございますが、新規事業を行う場合には視察研修を実施しておりますが、主なものとして電算の自己導入や大規模な施設整備、学校でのコンピュータを活用した授業の取り組みや生涯学習の推進、自然ろ過施設の設置等を行っております。

次に、3点目の議員の皆様と職員の合同研修につきましては、研修課題があれば、必要に応じて一緒に研修をさせていただきたいと思っております。

続きまして、地域イントラネットについてのご質問にお答えします。1点目の電子エコマネー事業のメリット、デメリットについてでございますが、今回の商工会の電子エコマネー事業は、全国中小企業団体中央会が国の補助で行っている中小商業情報通信技術活用経営革新ビジネスモデル策定事業の助成を受けて行っているもので、商工会の単独の事業でございます。本年の11月にこのシステムの実証実験が行われ、現在、商工会でその結果を精査中でございますので、そのメリット、デメリットについては現在のところ把握しておりません。

次に、2点目の補助申請についてでございますが、商工会が今回の電子エコマネー事業で将来的に目指しているものは、町内の世帯を結ぶ地域イントラネットを構築する構想でございます。この地域イントラネットの整備を行う場合の国の補助金は、地域イントラネット基盤施設整備事業補助金でございますが、この補助金はインターネットの技

術を用いた地域の高速LANの整備に取り組む自治体等に対するもので、住民が集まりやすい場所への端末の配備は補助対象となりますが、住民が家庭で利用するための整備については補助対象とはなりません。以上のことから、各世帯へ配備する場合は町単独事業となりますので、現在のところ、各世帯への整備は考えておりません。

次に、3点目の商工会にどのように支援するのかとのご質問についてでございますが、商工会の電子エコマネー事業が軌道に乗れば、海田町の活性化に寄与するものと考えております。町としても、商工会から具体的な要望があれば考えていきたいと思っております。

次に、4点目のケーブルテレビの整備につきましては民間主導で展開されるものと考えておりますが、ケーブルテレビ会社からエリアを拡大する予定は聞いておりません。

それでは、1点目につきましては教育委員会から答弁をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）教育について、5点のお尋ねをいただいております。まず、学区の再編成についてでございますが、これまで本議会でお答えをしまいたりましたように、通学区の変更は地域住民や児童・生徒の生活に大きな影響を与える問題でございますので、教育委員会といたしましては、通学区を変更したり、学校を廃止するといった考えは現在持っておりません。

次に、教員の服装についてでございますが、教職員の身だしなみはその人の品位や人柄、心のあり方のあらわれであると同時に、学校のイメージ、職務にも影響を及ぼすものであると思います。現在、広島県教育委員会においては、「新たな教育県ひろしま」の創造を目指して取り組まれており、重点プログラムの1つに、教育改革を支える基盤づくりとして教職員の資質、指導力の向上を掲げ、採用後3年間の研修や民間企業研修などの充実に取り組んでおります。本町教育委員会といたしましても、教育実践研究事業等を通して教職員の資質、指導力の向上に努めておりますが、日常の教職員の服装につきましては、学校では活動しやすく、しかもだれにでもさわやかな印象を与える服装や身だしなみを心がけるよう指導してございまして、引続きこの視点から指導を続けてまいりたいと考えております。

次に、教員の人事につきましては、広島県教育委員会の事務でございますので、本町教育委員会が採用基準を定めるというものではございません。本町におきましては、既

に同一校在任期間の適正化や広域人事の推進、小・中・高等学校等の校種間の人事交流の推進など、計画的かつ積極的な人事配置が行われるように、県と連携をして実施をしてきているところでございます。

次に、4点目でございますが、児童・生徒の塾通いの実態調査についてでございます。町内の各小学校・中学校で行った調査の結果によりますと、小学校の25%、中学生の39%が学習塾に通っております。学年ごとの通塾率では小学校1年生の20.1%から小学校6年生の33.6%の間で、おおむね学年が上がるにつれて通塾率も上がっております。また、中学では1年生の31%から3年生の48.4%の間で小学生同様、学年が上がるごとに率も上がっております。

最後に、スクールカウンセラー、青少年指導員と保護者及び教職員、教育委員会事務局員との連携による生徒指導についてのお尋ねでございますが、近年、学校での生徒指導体制だけでは指導の効果が上がらない事例が増えております。こうしたことから、学期に1回、生徒指導連絡会を設け、小学校、中学校、あるいは高等学校、保育所、幼稚園及び青少年指導員や海田警察署と連携をして校外における情報の把握に努めながら、保護者や地域との連携により、PTA、民生児童委員等から校外生活の情報交換を行うとともに、随時、校外巡回指導を実施するなど、問題行動の解決に取り組んでおります。また、毎週木曜日に派遣されますスクールカウンセラーと連携をした対応や、常に担任と青少年指導員が連携しながら家庭訪問を行うなど、きめ細かな生徒指導を行うように努めているところでございます。教育委員会といたしましても、より一層、小・中・高等学校等の連携と、家庭、地域社会及び関係機関との連携を密にし、生徒指導の充実に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（河野）山岡君。

○14番（山岡） それでは、再質問をさせていただきますが、最初に、教育長が今言われました学区の件でございますが、私もこの件については再三議会で問うてあるわけですが、海田町の道路の問題も含めて、町政の問題は随分変わってきていますね。しかし、今、教育長の答弁では「影響がある」。物事をやって影響のないものはないんですよ、きのうから始まってみましてもね。海田の南の窪町の問題でも、影響のないものはない。やる気がないんですね、実際。というふうに答弁しておられるんですが、いつかせにゃいけん、せっぱ詰まって、そのときじゃないとせんという意味ですね。そういうふうにとらえていいんですか。学校廃止ということを言われましたが、学校廃止ということを

だれが聞いたんですか。わし、聞きましたか、学校廃止ということ。どうするんかと聞いておるんですよ。適正な制度である学校の是正するのが教育委員会の努めと私は思っておるんです。例えば、現在、海田の小学校は4校区ありますが、学校の生徒数、児童数の調整なんかの関係を考えてみたら、狭いところへたくさんおられたり、広いところへ少なくおったり、そういうことがあるわけです。そのために、この学区制の再編成をせにゃいけないんじゃないかということで聞いておるわけですよ。もう一度ちょっとその点、答えてください。

次に、採用後3年間、研修や民間企業の方へ出向させて、先生なんかを一生懸命に指導して、それをやっていただくということを今言われましたが、海田町で、今現在の教員で企業等へ出向しておられる方があったら、ちょっと二、三例を挙げて教えてください。

次に、服装の件でございますが、生徒には基準服じゃ、制服じゃ、制帽じゃ、学校へ行ったら上靴ですか、指定をして着させて、先生はそれぞれ突っかけを履いたり、ジーンパンをはいたり、トレパンをはいたりして授業に出ておられるのが現状です。ここへ出ておる役場の職員の皆さんは全部役場の制服を着ておられるじゃないですか。建設畑は建設の作業服。先生は子どもにしっかりしつてか服装とか言いながら、学校の先生の服装から直してもらったら、授業に出るときには出るような服装で対応していただきたい。この点について、教育長、もう一度お願いします。

次の人事の問題ですが、人事は県教委、県教委と、いつも県教委を出される。前に聞いたときもそうでありました。県教委へ上げるまでに教育長の権限で町内の教職員の把握とか採用とか、また異動とか、恐らく教育委員会で検討をされると思うんですが、それがなかったら、教育委員会は価値がない、その業務を果たしていないと思うんですが、その点について教育長がどこまで、じゃ、教員の採用とか、臨時採用ですよ、また、異動の権限を持っておられるか、もう一度確認したいと思います。

それから、塾の件、広島県のことを聞きよるんじゃないんですよ、私は。全国のことを聞くんであったら、東京を見りゃすぐわかるんです。海田町がどうしているかということ聞いておるんです。海田町は全然やっていないんですね、今の教育長の答弁でしたら。よそのことは関係ないんです。我が町から、我が町の子どもがどういう状態であるかということ聞きよるんですが、じゃ、全然やっておっていないということですね。それでいいんでしたら……。やっておるんでしたら、やっておるように答弁してください。

い。

それから、学校、地域、家庭ですね。スクールカウンセラーの問題。これは、専門官が週に1回ですか、月に何回か来られて、その方にいろいろ対応しておられると。そして、青少年指導員がそれに付随していろんな指導をしておられるということですが、現在、教育の改革ということで、じゃ、何が変わるのかということが言いたいんです。と申しますのは、税務課も住民課なんかも滞納に対して課長以下、所によったら助役まで出てきて夜間の徴収までしておるような時代です。教育委員会もそれに見習って、教育委員会総ぐるみで子どもの教育に携わっていただきたい。夜も昼もなしに、休みもなしにするぐらいの気持ちがあるかないか、お尋ねをいたします。

それから、先般新聞にも出ておりましたが、学校の空き教室の開放問題。これも何回か議会で取り上げて、学校を開放してもらいたい、あいておる教室があるかと言うたら、ないと言われるんですが、一番初めにわしが質問をした学区の問題を調べたら、あいておるところがたくさんあります。ないところもあります。そういうことを含めて、今回シルバーに開放してしめ縄づくりなんかをやられたというんですが、そういうことをされるんでしたら、なぜ今回こういうようなことになったかということが、我々議員にも先に知らせてほしかった。新聞報道の後で我々が知るようなことじゃ、我々は何で、じゃ、議会に出ておるんかということになるんですが、その点について、教育長、どういう判断のもとに今回これをされたか、お尋ねをしたいと思います。

それから、次に教育問題ですが、各施設で人員の問題をお尋ねしたら、適正な人員でやっているということなんですが、地域によったら随分むだがあるように思います。場所、どこか調べますとね。その人員の問題でも、私は教育委員会に、例えば公民館でも町民センターでもいいんですけど、町民センターは福祉になりますか、センター方式というのを採用されたらどうかと思うんですよ。と申しますのは、よその町村でやっておるんです。きょうは公民館にたくさんの方が来るから職員の増員をしてその対応を図るとか、不登校の生徒がおったら、そこへ行って応援をするとか、そういう方法の、例えばふるさと館なんかにしても、今現在、定員を3人ほど置いて活動しておられますけれども、実際面の町民の活用とかいろんな面で本当に3人でいいのか、少ないのか多いのか、改めて検討をする時期に来ているんじゃないかと思います。先般も熊野町へ議員の研修で行きましたら、筆の里工房でも3人おるのを今度2人にするということも議会答弁、町長はしておられるんですね。筆の里工房と海田町のふるさと館との比較をし

てみられて、どのぐらい人が来られるか、十分な把握ができていないと思うんですが、その点について、人員の配置。

そして、もう1点ございますが、学校図書の司書、これは恐らく町費で採用しておられると思うんですが、司書なんかの仕事というのは、放課後、時間外じゃないと、用事がないと言っちゃ失礼なんですけど、正職がないと思うんですが、その点についてどういう考えを持っておられるか、教育委員会にお尋ねいたします。

次に、合併と大型事業の件でございますが、先ほど町長からのお話がありましたけれども、都市計画決定が平成11年3月、13年の9月にJR西日本と協議に入っているんですけど、県とか広島市、事前の協議が本当にその間にどんどんされているのかどうか。私は即と言うんですが、こういう事業は形にならんかったら何ぼやってもやった意味がないと思うんですが、その内容についてどういうふうにされているのか、具体的に教えてください。

次に、広島県の住宅供給公社が浮上してきたわけです。この問題は、駅南口の開発には今までそういう話がなかった。以前にも議会で私は、広島市の西区の区民センターのように、下をああいふうな区民センターにして商店街をやったりして、上にマンションをやったらどうかということも質問したことがありますが、全然そういうようなことはタッチがなかったんですが、今回初めてこういうことが出てきたんですね。ということは、これは企画をしておられる皆さんがやられたのか、窪町の町民がそういう案を出されたのか、商工会が出されたのか、お尋ねをいたしたいと思います。

それから、今回の問題でいろいろと資料をもらいますと、この月で一応今年じゅうに審議会ができて、新規の委員を決定してやるということが何回か言われておるんですが、昨日からの行政報告では来年3月と言うんですね。そして、夏ごろに、財産の所有権の登記とか、そういう証明のために駅前の方が何件か歩いておられる。それを8月いっぱい集めるということにしておられますけれども、それが延期になったということの問題で、国とか県とかいうのは地権者には余り関係ないんですよ。実際そこに住んでおる方が今後どうなるんかということをお心配しておるわけですよ。それを勝手に延期されたのなら、腰が砕けて、もういいよと。やる気になっておっても、やめたと。何件か私は相談を受けましたが、中途半端になっておるわけです。これらの説明が、ただ個別に回ってやっておられるんですが、どうもはっきりしない。この点についてお尋ねしてみたいと思います。

次に、職員の研修の件でございますが、平成12年度に職員の研修費として補助金を20万円組んで出しておられます。この20万円ぐらいの職員の補助金でどういう形で使われたかどうか。20万円でどういう形でこの研修に補助金を出してやっておられるか、お尋ねしてみたいと思います。

次に、合併問題を含めて、今現在大きな問題でありますので、研修の関係で、職員も恐らく建設計画とか審議会とかいうような問題を除外として、職員も自分たちの身分がどうなるのかと。将来展望がない。ただ協議会や検討会だけで、1つもそういうことの進展がないが、ともにこのことについても研修をする余地があると思うんですが、どういうふうに考えておられるかをお尋ねしてみたいと思います。

次に、地域イントラネットの件でございますが、商工会が、この間、電子マネーのことについて新聞にでかでか出てきましたけれども、この問題については、町長の答弁では、商工会自体の問題だから、町がどういうふうに支援をしてくれということについてどうするということはあるんですが、地域の一体化の活性化のためにはIT事業は必ず今からは不可欠なものでございます。そのために、商工会も以前から全国に先駆けて海田町でインターネット、IT事業の関係の事業を展開して活性化を取り戻したいということなんですが、商工会が町の方へ訪ねたら取り合ってくれなかったということをお尋ねしても商工会の方で聞いたわけでございますが、その中身の状態を、町行政の方がよく理解できていないんじゃないかというふうに思うんですが、その点について見解をお願いしたいと思います。それに伴う、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、技術を持った有資格者、そういう方がいないからこれに取りつけないのか。全家庭では無理ですが、集約的な、例えば商店街とか、地域の密集地だけでもそういう活動をするためにはどういう方法でやったら一番効率的になるかということの研究をなされているかいないかをお尋ねしたいと思います。

次に、ケーブルテレビの問題も、以前から海田町には中田議員が先頭になって、議会の方でもケーブルテレビの普及に努めておられたわけですが、ここ何年間、全然ケーブルテレビの「ケ」の字も出ないんですね。そこらで、今後、ケーブルテレビの普及は府中町まで来ている。広島市でも安佐南とか各地で普及しておるんですが、海田町までなかなか来ないんです。これは民間指導というのはわかるんですが、民間指導には限界もあります。そのためには行政も一体化をして、このケーブルテレビを進める意味があるんじゃないかと思いますが、もう一度、ケーブルテレビについての取り組みに海田町が

どこまでできるかできんか、改めてお尋ねしてみたいと思います。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）再質問にお答えいたします。まず、学区の問題でございますが、従来から学区の変更とか、あるいは廃止というようなものは行わないという方針であるというお話をしたわけですが、現在の小学校の例をとりますと、一番児童数が少ないのが西小学校で300名弱なんですね。それから、あと3校の小学校は500名をほんのちょっと出るか、ちょっと切れるかという段階です。大体そこらで推移しております。これは、私どもは学校の構成からしますと適正規模であると、こういうふうに解釈しておるわけです。むしろこの中でも西小学校の300名前後というのが、学校の現状の学級編制の状況からしますと適正規模であると。ただ、学年によっては、今現在40名学級でございますが、そのきわになるところもありますので、そこらについてはいろんな手当てが要ろうかと思っておるわけですが、そういう意味では適正規模である。それから、それぞれの学校が分離独立をした南小学校の場合も西小学校の場合もその当時から比べますと、児童数というのは多少少なくなってきておまして、学校全体としてはある意味ではゆとりができる状況になってきておると。こういう状況の中であえて学校の再編成をする必要はなかろうというのが我々の考え方でありまして。確かに道路は新しい道路が通りました。新しい町の状況もできつつありますが、まだ町全体の、例えば自治会の組織にしろ、あるいはそのほかの町内のいろんな組織は従来のままであって、学校のシステムだけが変わってくるということはありません。現状では変更する考えはございません。

それから、企業への、出向とかおっしゃいましたが、いわゆる企業内研修という意味でしょうかと思いますが、教員の研修の中に、例えば民間企業に入って研修していくというようなことが現在、県でも行われております。しかし、一般教員は、ご存じのように県費職員でございますから、町の方でその人間を派遣して、あと、いわゆる代員を置くというようなこともなかなか難しゅうございまして、これは県のいろんな事業の中に町として参加しながら実施を進めてきておるところでございます。したがって、町内に在職しております県費職員が実際に企業の中へ行って研修をした、これは、例えばホテルへ行って実際に体験をしたとか、あるいはスーパーマーケットへ行って研修をしたとか、あるいは企業の、いわゆる民間の会社の中へ行って事務的な仕事をしながら人間としての研修を積んでくるというようなこともやっております。

それから、教員の服装のことでございますが、教員は特段、制服の支給はされてお

ません。これは、我々が今着ておりますのは町から支給されたものでございますが、そういうものは現在ございません。これについての予算的な裏づけも現在ありませんし、公立学校では現在そういうふうな状況がされているところはほとんどないと思っております。私学の中には何ぼかあるかと思いますが、特段、いわゆる個人のプライバシーにかかわる分もありますので、これは先ほど申し上げましたように、派手にならない、あるいは人にさわやかな印象を与えるというような大ぐくりの中での指導をしておるところでございます。

それから、人事制度のことでございますが、人事につきましては、先ほど申し上げましたいわゆる県費の教職員、それから、現在町に勤めております職員の中にはいわゆる県費の職員と、それから、県費の職員の中でも常勤、いわゆる正職ですね、これと、それから、臨時に県費で雇った要員もおります。これは、例えば長期に研修へ行きました場合とか、あるいは病気で休んでおりますとか、あるいはお産をしましたときとか、こういうときの長期にわたるものについては臨時の職員を県費で雇うことができます。そのほかには、町としては、先ほど申し上げましたことにも関連しますが、例えば英語指導助手、これは町費で余分につけております、そういう1つの流れの中で。それから、中学校の教科指導のための時間講師的なもの、これについても町費で多少つけておりますが、町費の職員につきましては、これは学校の経営の方向に従って、こういう人材が欲しいと、あるいはこういう人がぜひバックアップしてほしいという学校長の願いに我々が意見を沿えて教育事務所、あるいは県の本庁の方、こちらの方へ人材を探していただくというような状況をしてしておりますが、一般の県費職員については、これは我々が、こういう人材が欲しい、こういう人材はもう本町に長くなっておるから新しい空気の中で体験をさせてやりたいという願いを上申します。その判断は任命権者であります県教委がするわけでございます。そういうシステムになっておりますので、お願いをいたします。

それから、塾調査についてでございますが、先ほど申し上げました数字というのは、これは本町の数字でございます。本町が、教育委員会が項目を示しながら各学校で聴取をした数字が整理されたものでございます。これはよそのものではございません。本町の数字でございます。

それから、生徒指導にかかわっての問題でございますが、生徒指導につきましては、教育委員会の職員が全然出ていないというわけではございません。場合によってはえび

す講の状況の中にも本町の職員が行って観察をする場合もございます。町外へ出ていく場合もございます。それから、町内には、指導員は本町の職員でございますが、定期的にスーパーなんかも回っていたりしております。それから、我々自身も町内の出張がありますときには、場合によっては歩く、場合によっては車の中で遠回りをしながら、その状況を把握しながらやってきておるといこともございます。必ずしも何もしていないというわけじゃございません。フェスタひまわりの際も職員が出て実際にそういう対応をしておるところでございます。

それから、その後、学校開放の問題の視点からとか、あるいは出先の議員配置の問題とかというのがありましたが、これは通告事項じゃなかったもので、いかがいたしましうか。

○議長（河野）シルバーについては通告から外れておりますからいいですけど、そのほかで答えられれば答えてください。

○教育長（李木）学校給食の問題の例がございましたね。人員派遣についてのセンター方式の問題がございましたが、具体的にまだ教育委員会としては検討を進めておりません。他の部局とも連携をとりながら、そういう人員配置について今後考えていきたいと思っております。ただ、生涯学習の時代になってまいりまして、社会教育施設等のいろいろな活用が従来以上に盛んになってくるということは予想されます。現状の中で、例えば研修等で正職員が出張いたしました場合に、その際に、後が非常に手薄になるといまいしょうか、そういう状況というのが現在生じておりまして、こういう状況が、いわゆる生涯学習、学校週5日制の完全導入というようなことが行われた場合にはどういうふうになっていくだろうかという多少の懸念もございますので、そこらについては教育委員会の総合的な教育施設全体の見直しももちろん必要になってくるかもわかりませんが、庁内の他のいろんな部局とも連携をとりながら、そこらの利用については意見交換をし、今後の参考にしていきたいというふうに思っております。

それから、図書司書の問題でございますが、確かに一時期、例えば夏休みなどは図書司書なんかは遊んでおるんじゃないかというようなお話がありました。現実には、ふだんの子どもたちが活用しております図書などは常に図書が出尽くしているというか、いつもそろっておりません。長期休業中の場合も大いに貸し出しがされておるわけでございますが、ある期間を決めまして、その期間に図書の修理を行ったり、あるいは図書のいわば整理を行ったり、あるいはその間に、図書室で学習するためにどういう図書室の中

の経営を進めていったらいいか、どういう資料をそこにつくっていったらいいか、そんなことも実際にはしておるわけでございます。したがって、これはあくまでも教育の一環として図書館の仕事を進めていっておるということでございますので、決して司書が特にゆとりがあるというような状況であるとは思っておりません。

○議長（河野）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）連続立体交差事業に関する再質問に対してお答えします。まず、県と市の間で協議がなされているかというお尋ねでございますが、鋭意協議を重ねておられまして、現在、事務レベルの協議からトップレベルへの協議というふうに移っております。

それから、具体的な内容につきましては、資金計画に関することとお聞きしております。

○議長（河野）建設部長。

○建設部長（池の本）住宅供給公社について、だれが案を出したのかというようなご質問からお答えしたいと思います。こうした景気の中でより確実な参入相手を考えるという意味で、我々の内部でいろいろ協議した中で、供給公社の方へお願いしたらいいかということで取り組んでおるものでございます。私どもといたしましては、あらゆる方向で可能性を探り、何としても実現したいというつもりで取り組んでおるものでございます。

次に、審議会の遅れについてでございますが、私どもは遅れるということは非常に、基本的にはスケジュールどおり進みたいわけでございますが、やはり皆さんの理解を得る努力を続けることが我々の努めであり、その努力を続けたいと、そういう意味でこのたび遅れさせていただいたと。今後どうするのかというご質問でございますが、事業の遅れについては、こうした状況をできるだけ整理してご理解をいただく方が全体としては早くなるものと、そういうつもりでこのたびそうした措置を講じたものでございますので、今後とも理解を得る努力といろいろな可能性を探りながら実現に向けて努力したいというふうに考えております。よろしく申し上げます。説明会の方もそうした形で、できるだけ地域の住民の、いわゆる全体を対象とした説明会をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）研修についての再質問でございます。研修の取り組みにつきましては、13年度で50万円の予算を計上しております。この予算につきましては、職場や職員の意

見、要望により、必要に応じた研修を行っているところでございます。

それと、2点目の合併に伴う職員の研修につきましてでございますが、現在、合併問題につきましては柔軟に対応して研修していかなければならないと考えておりまして、人材の育成と職員研修の充実を図っていきたいと考えております。

○議長（河野）企画課長。

○企画課長（木原） それでは、商工会のIT関連のご質問にお答えいたします。商工会からは1月に地域振興課長の方に、一応このようなことをやりたいんだがというお話があったようです。そして、2月にやはり町長との懇談会あたりで大体その考えというか概要の説明はされたということのようです。その後、この件につきまして商工会と最終的にお話があったのは11月に入って、このようになりましたという説明をお受けしたということで、商工会の方からは特段、補助金をくださいとか、こうしてほしいというような要望は聞いておりません。ただ、若干立ち話のような形にはなりますけれども、以前聞いたときには、各家庭に1台ずつパソコンを配ったらどうかとかいうようなお話もいただきましたけれども、ちょっとそれはおかしいんじゃないか、難しいんじゃないかということでお答えいたしました。

それから、今の、地域の密集地だけでもというようなことですが、一応最終的にイントラネット、住民あたりへの利用促進をするためにといいますか、情報基地あたりをどこかへつくりたいというのは現実には考えはありますけれども、今の時点ではどこにというようなことはちょっと申し上げる状況ではございません。

それから、ケーブルテレビでございますけれども、一応今、南区、それと府中町までシティケーブルという会社が敷設をしておりますけれども、これもやはりいろいろ経営状況等を聞きますと、今は中央部の光ファイバーへの切りかえの方がかなり急ぐので、そちらの方へ今は投資をしたいということで、安芸区の側、また海田町の方へなかなか手が伸びないという状況であるということでございます。ただ、いろんな情報を提供したり、いただいたりしながら、できる限りこちらの方へ整備をしていただくように働きかけはしていきたいというふうには考えております。

○議長（河野）山岡君。

○14番（山岡）再質問をさせていただきますが、今、教育長が言われたように、学区の分は一切やる気がないと。自治会の方が先行して、自治会の校区割りでもされればやってもいいんじゃないかというふうな、かなり消極的な話ですから、だれでもそういうふ

うなもめること、衝突のあることはしたくない。以前にも南小学校ができたときにかなりいろんなことがあったということは我々も経験をしておりますけれども、積極的にやって、子どもとか町民にアピールするのが教育じゃないかと思うんですがね。教育長、もう少し自分らが先頭に立って、将来の海田町を担う子どものためにやっていただくのが教育じゃないかと思うんですが、そういうことは一切やる気がない。適正規模は280人、300人ぐらいの学校だというふうなことを言っておられるんですが、そうしたらたくさん学校をつくりゃいいんですが、そうはいかないんですよ。現状のものをいかに活用して効力のあることにするのが教育の現場であるんじゃないんですか。一切する気がないんですしたら、もう恐らくできんと思います。教育改革なんかの問題ではありません。その点について教育長はもう一切あなたの場合はされんというふうに判断していいですね。教育長、再度お尋ねします。

それから、次に、センター方式について検討をしてみるということをおっしゃったんですね。人員の配置の問題とかあるんですが、これはやはり検討する余地はないんですよ。もうせっぱ詰まって、恐らく海田町にもそういうことをしなきゃいけない時期に来ておると思うんですが、来年度からでも私はやっていただきたいと。教育委員会でそういう検討を、検討、検討じゃすいませんけど、ぜひこれはやっていただきたいと思うんですが、教育長、もう一度改めてその件についてお願いしたいと思います。

それから、カウンセラーの問題ですが、カウンセラーの専門官は資格としてもかなり有資格が要りますし、そして、町に1回か2回か来るわけですが、その連携プレーと、今、教育長の答弁の中にあつた、教育事務所に行くときに町内を歩いてみると。そんなことで教育が、町内の皆さんが町内を歩くだけでできるんですしたら、指導員も青少年も要らないと思うんですよ。さっき私が、再度申し上げますが、税金の滞納でもあれだけ苦勞をしておられるんですから、教育委員会総ぐるみでこの問題に、非行問題、不登校問題も含めて校外活動に取り組む意思があるかないか、改めてお尋ねをいたします。

次に、連立の問題でございますが、この問題も今、部長の話をしてみますと、しっかり理解と可能性をと進めながら10年たっておるわけですよ。実際10年たって、10年の歳月は何かと。物事スピード時代で3年、5年でどんどん目まぐるしく変わっておる中で、10年でここまで進んでいないということは町民により以上の不安を与えると。一気にものがないとできないということをおしやが申し上げておるんですが、それでは、今言わ

れておる形の事業の最終的な予算がまだ検討中であるとかいうことを言っておられたです、連続立体を含めて。今になってもはっきり、JRの問題とか、県とか、市とかの問題が係っておるわけですが、そこらを含めて、事業計画はいつまでというのは権限を切って、たくさんのパンフレットを出して皆さんに公表しておるわけですから、それがいつの間にやら1年、2年、3年ぐらいどんどんどんどんずっていると。そうしたら、そういう書類は何であったかということになるんですが、そこらを含めて、この計画をたくさんいろいろやっておりますが、用地取得、権利調整、監理設計は13年度だと書いてありますが、13年度は、じゃ、何ができたか。この事業に対する成果がほとんど結果としてあらわれていないと思うんですが、その点についてちょっと部長の方からお尋ねをしてみたいので、はっきり言うてください。この取り組みについての13年度の成果をお尋ねしてみたいと思います。

それから、合併問題の件で、職員にもそういう研修をしておるといことなんですが、昨日も合併問題で町長にいろいろ質問をされましたが、合併問題のリミットが町長の任期の平成16年5月、法定の合併特例法の任期が17年3月。町長はどちらに焦点を合わせておられるか、わかればひとつ再質問として、ここで答えていただきたいと思います。

次に、職員の研修の問題でございますが、職員の研修にいろいろとやっておられるということなんですが、その成果というのを言っておるんですが、ITの問題とかいうのは、これは時の流れでついていくんですが、私が求めているものは海田町が独自で研修の成果によってつくった、できた、その問題についてわかればお尋ねしてみたいと思います。

次に、イントラネット、地域の問題でございますが、私らが11月の初めに商工会と話し合う機会があって話した中では、事務局ではかなり突っ込んだ海田町に対しての申し入れをしたんだけど、取り合ってくれなかったと。それじゃだれが受け付けなかったかとわしは追及したんですが、それは申しておられなかったんですが、そこまで言っておられるということは、今、課長の立ちがかりで話をしたというのにちょっとつながらないんじゃないかと思うんですが、そこらがわかればひとつもう一度はっきりお願いしたいと思います。

それと、ケーブルテレビの問題。この問題も、南区とか府中町に来ているんですが、このケーブルテレビの普及によって次のITのイントラネットにかなり影響力があるわけです。海田町で民間的に100万の資本金で西本先生が社長になってやられたということ

も新聞公表までしても、中が全然進んでいない、やっていない。このまま、それじゃ、行政としても普及に全然協力をしないのか。ただ民間的にみんながやっておるからそれでほうっておくかということなんです、そのところについてのケーブルテレビとのIT関連についての連携プレーがあって初めて、このITの問題が、イントラネットが普及すると思うんですが、現在はこれはどうにも無理やと、いや、可能性はあるとかいう見解があれば求めたいと思います。以上です。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）再質問についてお答えいたします。まず、学区の問題でございますが、本議会で他の議員のご質問の中でも触れておりますが、将来的に学区の自由化という問題も考えていかなければいけない、視野に入れていかなければいけない時期が来るわけでございますので、現状では学区の変更というのは考えていないけれども、弾力的な扱いについてはやぶさかではないと、こういう視点でございますので、その点、誤解のないようお願いいたします。

それから、2点目でございますが、人材のセンター方式の問題でございます。センター方式につきましては、先ほど申し上げましたように、生涯学習の時代、あるいはいろんな現状の中では、不便も困っておるところもあります。それから、これは教育委員会だけの問題じゃございません。町全体の、ほかの出先の問題もございまして、そこらとお互い情報交換をしながら研究をしていくと申し上げたので、検討というのじゃなくて、研究をしていくと申し上げたんですけど、この点、間違いのないようお願いいたします。

それから、生徒指導の問題でございますが、これは教育事務所へ行くときに歩いていくという、そういう問題じゃございませんで、子どもが町内にいろんな研修の場に出向くときに、少しでもそういう機会を得て、そういう状況があれば我々も把握し、指導したいということで、歩いていくこともその1つの方法として考えながら取り組んでいっておるんだと、こういう意味で申し上げたので、誤解のないようお願いしたいと思います。それで、我々としましては、いわゆる警察の生活安全課の職員、こういう方とか、あるいは県立学校の先生方とか、こういう方とも連携しながら、そういう巡視の機会というのは設けてきておるわけでございます。ご存じのように、校外連といって、中学校と高等学校の先生方とが連携されながら、あるいは生活安全課の皆さんと連携しながら、PTAの皆さんとも連携しながら、その中へも町の職員も加わっていっておるという現

実もございますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（河野）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）現在の状況ですけれども、事業費についてはもちろん確定しております。具体的に申しますと、県と海田町及び府中町、つまり県域についてはすべて整理が終わっております。評価ということになりますと、既に準備ができておりますので、県及び海田町では地元説明会を開こうと思えばすぐにでも開けますけれども、先ほどもありましたように、連続立体交差事業は広島市と一緒にやらなきゃいけないということで、広島市さんと県との資金計画についての協議が行われているということでございます。したがって、13年度の評価とすれば、準備までは行ったけれども、市の調整がうまくいっていないだけが残っているということでございます。

○議長（河野）区画整理事務所長。

○区画整理事務所長（永海）区画整理事業につきまして、13年度、今年度の対応でございますけれども、現在、減価補償対応用地の買収であるとか、その交渉、それから、仮換地指定に向けまして換地設計に必要な測量、それから調査、それから地権者の方々の土地利用の意向調査の把握であるとか、また、事業に対する不安の解消等に努めておるところでございます。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）合併の時期についてのご質問でございますけれども、さきの中岡議員のご質問にも答弁いたしましたところでございますが、合併特例法の期限内で、なおかつ私の任期のうちに責任を全うすべきではないかと、このように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）視察研修の海田町独自での成果はどうかということでございますが、町独自での成果について思いつくものはございませんけれども、今後、事業に反映させていきたいと考えております。

○議長（河野）助役。

○助役（石原）イントラネット等に対する補助についてご答弁申し上げます。今年の2月2日に呼ばれまして、商工会の幹部の方と懇談する機会がございました。そのときに商工会の連合会から電子商取引に対する補助の採択を受けたと。総事業費は3千万で、連合会から、国からのトンネルで1千万円、その残った2千万のうち1千万を町の方で出

せというようなお話があったわけですが、予算の制度上、事後追認という予算の整理の仕方はありませんよと。しかも、この2月は議会の選挙がございまして、議会の会期も2月の中旬には始まるというような中でのお話でございました。それが予算手続上、そういうものは追認できないと申し上げたことと、それから、電子商取引の全国の例を、2万件ぐらい当時そういうふうな実例がございましたけれども、その中で月額300万ぐらいの収益を上げている企業は数十社にしか過ぎないというふうなこともございまして、いろいろそういう事業に取り組まれるまでに、いわゆる基盤的なものの中で商工会の方でお考えになることが多々あるのではないかというふうに申し上げた経緯がございます。以上でございます。

○議長（河野）企画課長。

○企画課長（木原）ケーブルテレビの件でございますけれども、これは以前、安芸ケーブルビジョンという会社を設立されておりましたけれども、これは一応事業採算も合わないというようなことで解散をされております。今、現実には町としましては今の南区にあります広島シティケーブルテレビというところを通じながら情報をいただいたり、こちらの状況、要望等も踏まえながら、早目のこちらへの整備をお願いしたりしているところでございます。

○議長（河野）2番、西田君。

○2番（西田）2番、西田です。歴史と文化の特徴を生かす旧山陽道の保全についてお尋ねします。今、国は道路網の見直しを進める中、海田町を東西に通過する東広島バイパスに関しては平成19年末に完成させる予定で決定を得ております。この計画が織り込まれた第3次海田町総合基本計画による都市計画の基本的な方針は次のようにまとめられています。

まちづくりに関する住民意識調査では、住環境に対する不満として多いものは、保健・衛生面では、大気汚染、騒音です。快適性では、歴史・文化の環境、緑地、街路樹でありました。次に、行政が取り組むべきことでは、災害に強いまちづくり、環境保全の推進、道路の整備の意向が強くありました。これらの調査結果を受け、都市計画マスタープランも海田町の特徴から、東西を基軸に、海田町の北側になると思いますが、歴史と文化の環境軸、瀬野川付近になりますが、川辺の環境軸、東広バイパス付近になりますが、発展都市軸と平行に位置づけられております。それらを両サイドの自然緑地ゾーンで挟む構想になっております。

また、道路・交通施設の配置計画では、東広バイパス（幅員40メートル）の決定を受け、町にとって国道2号（幅員16メートル）とともに大規模な道路が東西に並行して走ることとなり、幹線道路の計画が順調に遂行されています。その上、瀬野川を挟み、国道2号と平行に上市石原線（幅員6メートル）、さらには海田瀬野線、今回要望しております旧山陽道、西国街道が存在しております。また、今後計画されている側道を含む、先ほどから再々出てきておりますが、連続立体交差事業を考えると、計画決定されている海田瀬野線（幅員12メートル）の一部新設や幅員を拡大してまでの道は道路網全体を考えてみても過剰と思われま

一方、今年9月に配布された町おこしの一環である海田町紹介のリーフレットでは、旧山陽道周辺を次のようにまとめられていました。「かいた歴史のさんぽみちマップ」では西国街道コースとしてまとめられております。「海田ひまわりめぐり」ではひまわりモデルコースとして、各々が歴史文化として意義深く紹介され、海田町の特徴が出ていると感じました。

以上のことから、住民意識や環境に配慮しつつ、特色あるまちづくりを推進していくためにも、歴史と文化の特徴を生かし、変容しつつある旧山陽道、西国街道を、例えば「かいた歴史のさんぽみち」と名づけ、海田町の宝としての保全を考えてはどうかをお尋ねいたします。

次に、年間を通して利用を可能にし、天候に配慮した海田総合公園の充実についてお尋ねいたします。都市計画マスタープランの野外レクリエーションゾーンにある海田総合公園は、施設の充実に伴い、利用者が前年に比べて増加してきています。要因としては、ハード面は、自然緑地の存在とその景観や市街地からの利便性、さらには遊具や施設の充実が考えられます。ソフト面では、雑誌やホームページなどの情報宣伝とともに利用者の口コミが大きく起因していると考えられます。その上、利用効率の向上を図るには、進入路は問題ではありますが、天候に左右されず、年間を通して利用できる施設として充実を図ることが必要と考えます。

以上のことから、特色あるまちづくりを考えていくには、町の目玉としての総合公園は必要であり、施設の充実を図ることが実績から見てより重要であることから、特徴を生かし、地域に密着した野外レクリエーションゾーンとしてさらなる充実を考えてはどうか、お尋ねいたします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）西田議員ご質問の2点目につきましては私から、1点目につきましては教育委員会から答弁をいたします。

海田総合公園の充実についてのご質問にお答えをいたします。海田総合公園は、5月の管理棟落成以来、多くの方々に利用していただくとともに、新たなレジャースポットとして、町民のみならず、周辺の地域からも来園いただいております、本町の特色ある施設になりつつあります。この施設をより充実し、利用者に喜んでいただけるようにするためには、利用者のニーズを把握する必要があり、聞き取り調査やアンケート調査を実施いたしました。要望が強いものとして、「遊具広場の日陰施設を増設してほしい」「樹木に名前を書いてほしい」「シャワー室を設置してほしい」「現在利用しているテニスコートをクレーコートから砂入り人工芝に換えてほしい」などの要望がございました。そのうち、複合遊具については、広島市内近郊では最大級で無料ということもあって人気が高く、現在の日陰施設では狭く、増設してほしいというものでございます。また、テニスコートについては、総合公園の標高が約200メートルの高さに位置することから、冬は霜柱が立ち、すぐに使えなくなったり、雨が多く降った日の翌日は晴れてもぬかるむことがあり、使えなかったり、夏場に晴天が続くと乾燥して表面に砂がたまり、滑りやすくなるなどから、砂入り人工芝に変えてほしいというものでございます。そのため、来年度には遊具広場に日陰施設の設置と、テニスコートを砂入り人工芝に張りかえを実施できるよう検討を進めているところでございます。

では、1点目につきましては教育委員会から答弁いたしますので、よろしく願います。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）1点目の旧山陽道の保全に関するお尋ねについてお答えいたします。「かいた歴史のさんぽみちマップ」は、多くの人に散策していただき、歴史的財産や環境に対する一層の住民意識の高揚を願って作成いたしました。また、マップを片手に歩いていただくだけでは海田の歴史を学習するには資料が不十分であることから、それを補うために案内看板及び説明板を16カ所に設置する予定にしております。特に西国街道につきましては、他市町からの訪問者もあり、ボランティアガイドの養成、活用に取り組んでいきたいと思っております。都市計画マスタープランでは、旧山陽道を生かしたまちづくりを目標としており、事業実施の際、精査し、保存すべき施設につきましては、関係機関と協議しながら対応してまいりたいと思っております。

○議長（河野）西田君。

○2番（西田）海田総合公園の方からまず再質問させていただきます。利用者が増えているというお話がございましたが、現状、利用者がどの程度増えているのか、そういう具体的な内容を一応説明していただきたいと思います。また、その利用者の実態調査ですか。どういう形で利用者が増えてきたかという要因。いろんな要因が考えられると思いますが、その要因に関して具体的に調査ができておればお聞きしたいと思います。

次に、旧山陽道の件なんです、私の考え方なんです、旧山陽道に関して、先ほど保全を図っていきたいということの意思表示はされたと思いますので、例えば今ITがかなり進んできております。具体的に福祉の方で言いますと、ぽっと開けば、ひとり暮らしの方の状態が確認をとれるとか、そういう状況まで現在進んできていると思います。そういった技術を応用されてはどうかということなんです。例えば歴史文化の所在地のところに掲示板を設けるとか、そのほかには、その掲示板に関するもっと詳細な説明を、インターネットを通しながらリアルタイムに供給を受ける、そういったものとか、もっと施設の改善としてはやはり電柱を地中化して、できるだけ旧来の道路状態にしてもらいたいとか、こういうことを考えております。そこでいろんな一応観光が受けられるというようなことも考えてはどうかと思いますが、その点についてお聞きします。

それからもう1つは、補助金等の要求をされてはどうかということで、これは初日に桑原議員の方から質問がありましたように、ふるさとの顔づくりというような補助金制度があると思いますが、そういったところの検討を進められて、もう少し早目に実施されてはどうかということのご質問をしたいと思います。

それからもう1点は、先ほどから出てきておりますが、やはり連続立体交差の問題が出てきております。JRが高架すれば、JRの利用客からの海田町の景観ということを考えて場合に、今の瀬野川の河川敷に広場がありますが、あれは国道2号線からかなり見やすく、ディスプレイ効果が非常に出てきていると思います。今後、JRの高架等が進んできた場合、西国街道の方に関してもそういったディスプレイ効果が持てるような位置づけを考えられたらどうかと思っております。これ、一応基本的に考えているのは、地方分権で、海田町に特色のあるものをとにかくつくって、みんなに寄ってきていただけるような町づくりを考えていきたいというのが基本理念でございますので、その点を考慮しながら回答をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（河野）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）まず、増えている現状ということでございますけれども、4月から10月現在で総利用者数は約4万5千人に達しておりますので、現時点でも既に超えているのではないかと考えております。いろいろアンケート調査につきましてはつい最近締め切ったばかりなので、統計的な処理はしていませんけれども、要望もある反面、かなり人気が高い理由とすれば、近辺にない大型の遊具があつて、それが無料であるということが最大の理由でございます、利用者の中で一番多いのが、統計的に見ましても、多目的広場、その次に野球場というような順番になっておりますけれども、分析には今しばらく時間をいただきたいというふうに考えております。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）旧山陽道について、いろいろご意見、ご提案をいただいたわけなんですけれども、まず、インターネット等でそういったことを紹介し、リアルタイムにそれがわかるようにということなんです、実は、庁内で全庁的にそれぞれの課のホームページを整備していくよう、今、検討が進められております。当然そうした中で、教育委員会としましては町内のそういった文化施設についての中身については、ホームページの中にしっかりと盛り込んで紹介をしていきたいというふうに考えております。

それから、旧山陽道の電柱の地中化とか、ああいうような問題、確かに電柱等を地中化いたしまして、見た環境をよくするべきであろうとは思いますが、ただ、これは県道であるということもございまして、町の方でそれがすぐできるものでもございまして、非常に膨大なお金もかかるというようなことで、これは将来的な研究課題ということとさせていただきますというふうに思います。

それから、ふるさとの顔づくり等、そういった補助金を要求されたらどうかということでございます。これにつきましては、中身をまだ十分承知しておりませんので、これは町全体の中で研究をさせていただきますというふうに思います。ただ、我々が少し懸念をしておりますのが、確かに古い建物等、そういった雰囲気も保存していかなければならないなというのはこの総合基本計画の中でもうたっておるわけなんです、いろいろな手法があると思うんですけれども、ただ、持ち主の方に法的なものをおかすと、その制限もかけていくということが当然起こってまいります。そういったことも考え合わせながら、どういうふうに保全をする方法が一番よかろうかということは、これは町全体で考えていきたいというふうに思います。

それから、JRの高架につきまして新たな提案をされたわけなんです、先ほど言い

ました保存の方法論も含めながら、そういった点にも考慮をしていければというふうな思いでございます。

○議長（河野）西田君。

○2番（西田）総合公園の方なんです、私が調べた範囲なんです、インターネットの検索エンジンがございますが、それで「海田総合公園」というキーワードで検索した範囲で51件のユーザーの方のホームページが存在していると思います。その中でいろんな形で紹介されております。例えばサークル活動、サッカーとか、野球とか、テニスとか、そういった方々のサークル活動の中の総合公園の位置づけの紹介とか、そのほかには、先ほど出てきておりましたが、多目的の遊具、そういったものに関して非常に利用が上がっているのも、このホームページから個人の情報がかかり入ってきております。海田町のホームページも出されておるとは思いますが、総合公園に関してはこういった形で利用者自身に宣伝していただいております。現実それが利用効率を上げているわけです。基本的に箱物をつくるだけの意向が、私なりに見たときにそう思うんですが、箱物をつくるだけではなくて、やはりその後の利用というものが非常に重要になってくると思うんです。特に、やはり海田町にいろんな施設がありますが、そういう利用施設を、利用効率の上がっているところにはできるだけ多額な投資というのですか、そういったものを配慮しながら、それがいずれは海田町の目玉になっていくというような方向に、できれば進めていただきたいと思います。これは先ほど、もうある程度結論が出ておりますから、一応要望という形にさせてもらっておきますが、できるだけユーザーの方々に利用していただける、特色あるものをつくっていただきたいということです。

それから、もう1点の旧山陽道の件なんです、このマスタープランの中には計画決定されておいて、旧山陽道を拓げていくというような話が載っているわけなんです、これらの見直し等に関しては現状は全然考えられていないのかどうか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。その点だけでよろしいですから。

○議長（河野）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）つくった後のケアといいますか、宣伝も含めまして、確かに議員ご指摘のとおり、多くのホームページを逆につくっていただいております。効果もかなりあっての利用だと考えております。今後については、箱物以外のソフトの充実、また、総合公園の中の、例えば充実をするために工事に入っていくと情報を逐次入れていきたいというふうに考えております。なお、関連するものとなれば、道路のアプリ

ローチ関係についても整備していきたいというふうに思っております。

また、連続立体交差事業等、旧山陽道に関する関連でございますけれども、今回の連続立体交差の側道に関する部分については歴史的な影響はないと考えておりますけれども、議員ご指摘のとおり、海田瀬野線の勝矢精米所さんのあたりから瀬野境のあたりの区間の海田瀬野線でございますけれども、あの区間につきましては現在未着手であるということ、それから、新町上市線、これについては全くラップしておりますので、こちらの点については未着手事業の中の検討ということで、今後そこらを精査して見直していかなければいけない路線であろうというふうに考えております。

○議長（河野） 暫時休憩をいたします。再開は45分。

~~~~~○~~~~~

午前10時32分 休憩

午前10時45分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野） 休憩前に続きまして本会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。

11番、原田君。

○11番（原田） 11番、原田でございます。3点ほど質問申し上げます。

1点目、合併問題につきましてお尋ねいたします。質問通告書の方に記載しておりますけれども、先ほど町長の方からも金曜日も、それから先ほども山岡議員の答弁にもありましたので、合併特例法の期限内に、かつ自分の任期内にその責を全うするというふうにおっしゃいましたので、前段の方はもう省かせていただきまして、中身だけお伺いいたします。第3次海田町総合基本計画、これを合併とどのようにすり合わせていかれるのかをお尋ねいたします。

2点目、フェスタひまわりでございますが、本年も8月4日に開催されましたが、無事終了することができました。ありがとうございました。それから、新しい規約の中で監査ももう終わっておられると報告を聞いております。今後も、来年度も同様にフェスタひまわりを支援していかれるお考えなのかを町長に問うものでございます。

3点目、GISについてでございますが、平成12年の6月定例会でも質問させていただいておりますけれども、そのときは部長より答弁いただいたところですが、平成14年度よりその準備に着手していきたいというふうにご答弁いただいておりますけれども、来年度、具体的にどのように進めていかれるお考えかを問うものであります。

以上3点、よろしくお願ひいたします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）原田議員ご質問の3点について答弁いたしますけれども、合併問題についての第1点目の質問でございますが、第3次海田町総合基本計画は海田町の将来のまちづくりを考えたものでございます。したがって、この計画に掲げられている事業を軸に任意の合併協議会で協議をし、行政制度や建設計画の中に盛り込んでいきたいと、このように考えております。

続きまして、フェスタひまわりを今後も支援していくのかどうかのご質問でございますけれども、この祭りは海田町の最大イベントとして位置づけ、継続していただければと思っております。このためには、地域の盛り上がりが一番大切なことではありますが、町としましても必要に応じた支援をしてみたいと、このように考えております。

3点目でございますが、GISの導入についての質問にお答えします。GISは地図情報を一元的に管理することで業務の効率化や住民サービスへ活用することができるシステムですが、基本となる地図の精度や重ね合わせる情報の範囲、また、システム導入後の業務の形態や費用対効果について今後の検討課題と認識しており、来年度から他市町の導入状況等の調査を行っていくよう考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（河野）原田君。

○11番（原田）合併問題についてちょっとお尋ねいたします。第3次の海田町総合基本計画は、今言われましたように任意協議会であるとか、それから、これからの建設計画書に盛り込んでいくということでもございましたけれども、もう新聞でも報道もされましたし、1市3町、今、助役さんが出られておると思いますが、その中での話は出せるのかどうかという問題も1つ危惧しております。建設計画のことですから、任意協もまだ立ち上がっていないんですけれども、行政比較だけじゃなくて、我々はこのような考えがありますよと。第3次基本計画、いわゆる議会でも承認した、町の根幹をなす、町長の政策の大きな柱ですから、そこらは非常に押していただきたいなという気持ちがあります。

それと、石原助役に今出ていただいております勉強会ですか、正式名称はちょっと覚えておりませんが、来年の6月に一応助役さんの任期というようなところが来るんじゃないかという気がするんですが、非常に大切なポストにおられて、6月でいわゆる交

代があるのかどうかというのも、町長のお考えをお伺いしたいと思います。いわゆる野球で言うと、ピッチャーが交代になるよというようなことがないようにひとつお願いしたいというのがあるんですけれども。

それから、フェスタひまわりですけれども、これを取り上げさせていただいたのが、今年までは海田市駅南口を、町道288・289号線を利用してやってきましたが、警察当局の方からかなり強い要請が参っております。これも海田町の、例えば熊野神社のお祭りもそうでしたけれども、交通規制についてかなりの協力要請がありましたし、今までのようなことができないんじゃないかと危惧しているところです。今年もそのことについて協議を重ねて、町長さんにもご足労いただいたこともありましたが、例の明石市の花火大会の事故、これ以後かなり強い要請が来ておりますけれども、これに対抗するというのは言葉が悪いんですが、今までどおりあそこの場所でやっていきたいよという例えば実行委員会さんの意向がありましたら、その辺は協力をしていただけるのであろうか。いや、やっぱり警察、いわゆる道路法がかかってくるから、その辺は指導に従っていくように、今度は実行委員会の方を指導していきたいのかというところをあわせてお願いいたします。以上2点、よろしく申し上げます。

○議長（河野）助役。

○助役（石原）1市3町のいわゆる合併の勉強会になったときに3次総合計画がどうなるかというお尋ねでございますけれども、仮に合併のパートナーが複数上がったとしても、海田町が持っていくプランというのは3次総合計画以外を除けば、あとは多少あるかなというぐらいなので、少なくともそれを根幹といいますか、ベースに置いて町づくりを協議していくというふうになると思っております。以上です。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）助役が来年3月で一応県からおいでいただいております約束の期間が来ることについてでございますけれども、これはご本人のお考えもあろうかと思っておりますけれども、また、県の考えもあろうかと思っておりますので、議会が済み次第、早くこのことは結論をつけていかにやらんなど、こういうふうにご検討しております。

○議長（河野）地域振興課長。

○地域振興課長（植野）フェスタひまわりの再質問でございますが、本年度の実行委員会の方々により、課題及び反省点をまとめていただいておりますので、これをもとに、来年度につきましても関係者の方々と、開催場所、実施方法等について協議を重ねていき、

支援できるところについては支援をしていきたいと考えております。

○議長（河野）次、3番、渡辺君。

○3番（渡辺）3番、渡辺善隆です。海田町における文化芸術振興について質問させていただきます。文化芸術は人と人の心をやわらかくつなぐきずなであり、人間や生活、地域を愛する心のあらわれ、平和のかけ橋と言われていています。その振興を通じ、国民の文化的な生活向上を図り、心豊かな活力ある社会を形成していく目的として作成された文化芸術振興基本法案が今国会で成立しました。

そこで、1、学校教育について。来春から教育課程が大きく変わる中、図画工作や美術、音楽など芸術関連の授業時間の短縮等が懸念されていますが、本当の学力とは、心豊かな人格の形成、人間性のことであり、自己表現や創意工夫の力を養う表現活動には芸術の拡充が必要だと言われていています。文化芸術振興基本法の具体的施策には、①学校教育の中で身近に舞台芸術に触れる機会を提供する。学校教育の中で舞台芸術に身近に触れてもらうため、すべての小・中学校において、少なくとも年1回以上、すぐれた舞台芸術の派遣や鑑賞の機会を拡大する。②公共施設で身近に舞台芸術公演に参加し、触れ合う機会を提供する。青少年が歌舞伎、オーケストラなどのすぐれた舞台芸術を低料金で鑑賞できるシステムと、公演の舞台裏など、芸術家とじかに接触できる機会を設ける。③学校の文化部活動に指導者を派遣し、部活動の活性化を図る。地域の伝統文化の担い手や地域の芸術文化団体の指導者を派遣し、部活動の活性化を図るとあります。この点について、来年度の教育施策の中にどのように取り入れられるお考えでしょうか。

2、社会教育について、文化芸術振興プランを策定するお考えはないでしょうか。以上です。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）渡辺議員ご質問につきましては教育委員会から答弁をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）文化芸術振興につきまして、2点のお尋ねでございますが、関連がございますので、一括して答弁をさせていただきます。ご指摘のように、文化芸術は心豊かな活力ある社会の形成にとりましてきわめて重要な意義を有するものと理解しております。これまでも学校におきましては毎年芸術鑑賞会を開催し、広島交響楽団や演劇等、生の芸術に触れる機会を提供しております。また、住民にすぐれた芸術文化に接する機

会の提供事業として、舞台芸術部門では「さわやかこども劇場」と「クラシックコンサート・イン・カイト」を、また、美術・生活文化部門では「ふるさと館企画展示」を開催しております。また、住民の創作活動発表の場の提供事業としまして、海田町美術展を継続して開催しております。海田町音楽祭は、小・中・高等学校、さらには一般の吹奏楽団、コーラス団体が一堂に会し、合同演奏会を開催し、各団体間の交流と演奏技術の向上を図っており、この会が海田町の音楽文化振興の1つの核として成長することを目的に補助もしております。このように、海田町は既に文化行政施策を活発に展開しているところですが、今後、文化芸術振興基本法に基づく国の芸術文化振興基本計画が示されました後に、町としての計画的施策展開方策について検討してまいりたいと、こういうふうに考えております。以上です。

○議長（河野）渡辺君。

○3番（渡辺）3番、渡辺です。再質問をさせていただきます。

答弁の中で、既に本町においては文化芸術体験活動を推進されているとのことですが、今回の文化芸術振興基本法の成立によって、文化芸術活動への支援予算、いわゆる来年度要求は大きく拡充されています。したがって、体験活動についてもさらに充実した教育施策が必要と考えますが、この点、どうでしょうか。

また、新しく成立した基本法のもとの政策ですから、十分な検討、また、時間も必要と考えますが、子どもたちの恵まれた才能を生かすためにも、早い時期での実施が望まれると思います。この新基本法を含めた施策をいつから実施されるお考えでしょうか。この点についてお尋ねします。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）具体的な文化芸術の振興策をいつから始めるかという非常に具体的なお質問でございますけれども、今、教育長が申しましたように、この成立しました法律に基づいて、今から国がどの部分についてどういうふうな方法でという基本計画、これを示してくると思います。それが示されて、町としてどの部分を重点的にやっていくかということについて検討をしていくというもので、来年度すぐ、では予算化しておるかということであれば、これは今までの施策を拡充した程度の予算しか今要望していないというような状況で、今後、そういったところは詰めていきたいというふうに思います。いずれにしても、こういった文化芸術、これを学校教育の中でも充実させていかなければなりませんし、あるいは生涯学習を大きくとらえた観点の中で、町全体でこれら

の施策の展開をしていくということも必要であると思います。そういった意味では、現在、生涯学習につきまして、これはプロジェクトを組んで、今後の海田町の生涯学習をどうしていくかということの検討を詰めてきております。そうした中に、できれば国の具体的な内容を見ながら、盛り込めるものは盛り込んで、より拡充した文化芸術施策を展開してまいりたいというふうに考えております。

○議長（河野）10番、崎本君。

○10番（崎本）10番、崎本でございます。3点ほどお願いします。

予算の設計と工事入札について。当初予算で年度に計画、設計されている工事箇所を議会で説明され、承認しているが、計画と予算と工事の執行に当たって、次のことについて問うものでございます。

1番、議会に提出される工事、金額、設計の基準など、どのようになっているか。

2番目に、予算説明と実施設計が異なる工事は予算が通れば報告の必要はないのか、問うものでございます。

3番目に、土地を取得する場合、将来のことまで十分協議され、検討されているか、問うものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）崎本議員ご質問の予算と工事設計のご質問についてお答えいたします。

1点目の予算時の工事金額、設計の基準等についてでございますが、予算見積もりは現場での調査に基づいて、国・県の歩掛、単価を用いて設計をし、工事費を算出し、計上させていただいております。また、設計の基準でございますが、土木関係は広島県発行の土木工事標準積算基準書、建築関係は国発行の建築数量積算基準及び広島県営繕工事積算単価等に基づき積算をしております。

次に、2点目の工事内容の変更についてでございますが、ご承知のように、議決いただいた予算の執行は町長の裁量権の範疇となっておりますが、その内容は予算説明等を十分踏まえたものとしております。発注時の設計は、測量、埋設物調査、関係機関や住民との協議等を実施し、積算してまいりますので、予算時と若干の設計額の差が出てまいります。その場合は、予算の範囲内で調整を行い、施工しております。

次に、3点目の土地取得にかかわる将来計画等についてでございますが、用地を取得する場合、通常は事業計画に基づいて用地を取得しておりますが、事業に関連し、緊急を要するもの、あるいは、将来、事業を円滑に進めていくため、必要な場合には先行し

て用地取得をすることもございます。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）再質問をさせていただきます。最初の1点目の再質問でございますが、県とか国とか、今の査定基準がありますが、私はなぜこういう質問をしたかという、議会に提出された予算と実施設計の予算とが食い違っているのが、倍ぐらい金額が違う工事内容のものも見受けられますが、そういう場合がありますから、私は、こういう基準があってどうしてそれだけ違うかと、そここのところがちょっと聞きたかったから、こういう質問を出した次第でございますが、基準というものがあって、その基準に沿って見積もりしたのが、実施設計で見積もり内容がそうひどく変わっていないのに、極端に金額は倍ぐらい違うというような工事が二、三、見受けられましたので、この質問をいたしたような次第でございます。そこの方、ちょっとよろしく願いたします。

それから、当初の年度予算で議会に提出された工事、それが、内容がちょっと違うような工事が若干見受けられますが、年度予算を出されたときに工事の説明がありますが、住民の方々と内容の協議を十分されて提出されているか。予算が通ったら工事内容が違うものがありますが、そこらは十分に住民の方などと検討がされていないんじゃないかと思われませんが、その点はどうか。

3番目の土地を取得する場合がありますが、私がこう言ったのは、事業計画をなさっておられると思いますが、場所を言いますが、三迫3丁目の町道を、事業計画も私らは聞いたこともありませんが、3丁目の方も6メートルの道路が必要であるのか。それも全然場所が外れたところを、延長が10メートルもないような土地を6メートルの道路になぜ取得する必要があるか。将来にわたって事業計画をなされておる場合であつたら、それはしょうがないんですが。

それから、道路の、これは10年前ぐらいに2メートル何ぼかの道路をつけられました、そのときには将来4メートル寄附してもらえるから、2メートルの工事、当時500万か600万の工事を出して、そのときにも十分な説明を議会で追及したら、将来的に出してもらえる可能性があるからやると言われました。ところが、この三迫3丁目の町道取得の場合、この2メートルを4メートルにする場所まで購入しておられますが、しておられるか、する計画かどうかわかりませんが、私が図面でもろうたら、購入する計画になっていますが、10年前でしょう、もし将来寄附してもらえる可能性があるのに、なぜ、

4メートルになるのに、またこれを購入せにゃいけんのですか。こういう事例をつくったら、今から4メートルにやる場合、こういう事例があったら皆土地を購入してもらえるんですか。私が言うのは、この三迫3丁目の6メートルをするのなら、まだ三迫2丁目の引続きがありますから、それを優先的に取得するのが当たり前というか、それが現実的な方法じゃと思いますが、その点についてどのように考えられますか。

それから、このしり切れトンボで、これ、1筆のところを三角だけは民民の人のあれがあったから、民民に売って。民民に売らんで、道路取得の場合、民民に売ったら、ここは当然また町が買うかどうかにかせにゃいけんのですよ。なぜそういう勝手なことをやられるか。全然これ、道理が通っていないでしょう。

それと、もう一つ、この工事の見積もりに対して、わし、名前出しましょう、建設課長が串掛林道の砂防堰堤の土砂運搬のことで、当初予算は多分900万からの予算をつけておられたと思いますが、あの道は3.5トン以上は通ったらいけんように町で決まっていますよね。それを、コストが安いから、町の工事やったら、大型ダンプでやったらコストが安くつくから、町のために大型でやったら安くつくから、そういう設計変更をされたと思いますが、なぜ当初の予算のときに、それじゃ、大型で何でやられませんでしたか。予算のときには2トン車か何かで見積もって、実行予算になったら大型ダンプが通ってもええというのは、大型ダンプを通らせてくれというてお願いしたときには、あそこは3.5トン以上は通行規制になっておるからだめじゃと言われる。民間の場合はコストが、民間も一緒でしょうが。民間の人間もなるべく安くやりたいからお願いするんですよ。役場だけは、ほんじゃ、通ってもええと。民間はだめだと。同じ規制をしたのなら、役場の場合も民間の場合も同じじゃないんですか。公共工事やったら町が決めたことを守らんでもええと、そういう理屈はないでしょう。そこはどう思われますか。

○議長（河野）建設課長。

○建設課長（久保）ご指摘の工事は、仰せのとおり、予算編成時におきましては、今申された重量制限、これを踏まえまして予算編成をさせていただきました。予算執行に当たりまして、この工事について、財政当局を含めましてかなり協議を重ねまして、最終的に経済性を重視し発注する措置をとったものでございます。公共工事において最小限の経費で最大限の効果を上げるのが我々の務めであり、また、町が公共施設などの整備を行う際、他の工事でも、本来は通行できないところにも整備のため一時的に大型車を入れております。そういうことで同様の扱いをさせていただいたものでございます。この

場合、工事の目的が公共の福祉の増進ということで、民間車両とは一線を引かせていただいたものでございます。これらのことから、発注に当たりまして予算の大幅な縮小に努めました。

串掛林道の交通制限につきましては、不法な建設残土などの投棄を防止するため、また、重車両が頻繁に通行することによる道路施設の損傷を防止するために行った措置でございますが、今ご指摘のこともございますし、今後、民間などでやられる事業においても、公共事業と同様に、目的が適正で、かつ大型車を利用することが効率的なものについては、交通の支障にならない範囲で許可できるよう、早急にその準備に入ってまいりたいと考えております。ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（河野） 監理課長。

○監理課長（木原） それでは、町道の買収につきまして、お答えを申し上げます。三迫3丁目の道路につきまして、なぜ6メートルまでを買収したかというご質問ですけれども、ここの場所につきましては、将来6メートルにしていくという計画がございますので、6メートルを確保いたしました。

次に、最優先としてなぜそこを飛び地として買ったかというご指摘ですけれども、これにつきましては、所有者と隣接者の間で、口頭ではございますけれども、売買契約をしておられました。その場所につきまして、新たなる購入者が家を建てたいということでしたので、海田町に将来こういう計画があるので譲っていただけないかということで、海田町の方が民と民の間に勝手に入り込んだといういきさつがございますので、それをご理解いただいて6メートルまで買わせていただいたと。ただ、ご存じのように、海田町では4メートルまでの後退線工事につきましては寄附という形をとっておりますので、当然この場所につきましても、4メートルまでは寄附をいただき、残りの部分については買収をさせていただいたということでございます。

それと、三角地が最終的なところに残ったわけですが、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、民と民との契約、あるいは新たに所有をされる方の敷地の利用が、現在まだ道路ができていない段階ではどうしてもその土地が必要であるということを主張されましたので、我々もここで無理に買わなくても将来買えるわけですから、その分については、妥協ということはないんですけれども、部分を省いて買収をさせていただいたということでございます。

○議長（河野） 崎本君。

○10番(崎本)先ほどの答弁でございますが、当初は2トン車で、3トン未満で設計見積もりしておいたのを、最小の予算で最大限のをやるのは、それは使命でわかっておいたなら、最初から、予算変更せんでも何で大型車両で見積もられんのですか。ここらに見積もりの甘さがあるんでしょう。じゃないんですか。この前、水道課のあれは黙っておられるが、建設委員会のために、水道なんかでも倍から違うんじゃないかと言うたら、それは見積もりに甘さがあったと認めておられるように、ちょっと物の考え方がずれちよるんじゃないんですか。

さっきの答弁も同じですよ。三角地は将来買えるのなら、こちらの場所も将来買えばええんじゃないんですか。民民の間で、民民の売りじゃ、買うじゃという間に入って、なぜ民民の話の中へ行政が入ってやるんですか。話が違うんじゃないんですか。いいですか。こっちの道は4メートルまで、なぜ、それじゃ寄附してもらえんですか。購入するような計画になっちよるじゃないですか。それじゃから言うところでしょうが。皆さんは知ったよ、10年前に、工事説明の中で、だめじゃないかと言うたら、将来、皆寄附してもらえますと。それじゃから工事をさせてくれと言われた工事箇所ですよ。今、町長、この道路が6メートルありゃ上がる事業計画になっておると言われるが、何年先にどういう計画になっているか、町長、明確な答弁をお願いします。どういうふうな事業計画に基づいて、将来、何年の間にここへ6メートルの道をどこまで上げると。どういう方法で上げると。計画になっておると言われたから、明確な計画を出してください。いいですか。

それで、今言われるのに、年度予算を立てるのに、年度予算へも頭からきちっと入れて、2トン車でやったなら何も町の条例まで破って10人ですする必要ないじゃないですか。2トン車でやるんじゃないじゃたら、やりゃいいでしょう。それをコストが安うつくから、10人でやって、民間のものはコストが高うついても、ほんじゃ2トン車でせいと。それは、町の行政として矛盾しておるんじゃないんですか。重大な理由があつたら、それはしようがないですよ。見積もりの時点から違うんでしょう。そういうことじゃから、再々不祥事が起きてても説明の徹底化になっちよらんがどうのこうのという言い訳になるでしょうが。もうちょっと計画性のある見積もりをきちっとやられたら、こういう問題は起きんのですよ。

何もいいじゃないんですか。民民が購入するものを町が買わんでも、民民が購入して4メートルになるほど、2メートルなら2メートルほど寄附してもらえばそれでいいん

じゃないですか。これ、10メートルも20メートルもないんですよ。あつたら、それは必要かもしれませんが。別にこんなところ、6メートル買う必要はないでしょうが。今までそうでしょうが。4メートルまで寄附してもろうちよるんでしょ。私ごとじゃが、寺迫なんかのうちは何十坪から寄附させられましたよ。4メートルじゃから。それを購入してもらえんでしょう。ほんじゃ、6メートルなら売りますよ。6メートル必要ないから4メートルじゃと言うて皆寄附したんですよ。過去のそういう事例があるんじやから、三迫3丁目のこの奥に何で6メートルがいるんですか。だれが喜ぶんですか。三角地を残して、今の答弁じゃありませんが、将来売ってもらえるんなら、ここも将来売ってもらえばいいじゃないですか、今買わんでも。6メートルにするんじやったら、まだ必要な工事がいっぱいあるでしょう。どっちから優先するか、町長、よう考えて答弁をお願いします。もう最後ですから。

○議長（河野）建設課長。

○建設課長（久保）今回の事例は、先ほど議員ご指摘の交通制限という問題と、経済性、こちらの問題、それをどちらを重視して予算執行に当たるかという問題でございますが、先ほど説明させていただきましたように、住民の皆様には交通規制を強いている以上、それは踏まえながら予算を編成していかなくてはならないということで、担当課といたしましては、そのような予算を組ませていただきまして、800万円の予算を計上させていただいてご議決いただいております。それで、予算執行に当たりまして、執行部の内部において、先ほど申しましたような理由により、極めて短期間の一時的なものであるし、これはやはり公共の福祉を増進という目的があるので、他の現場、そういうものと比較しても、経済性を優先させてもらった方がよりかなりの最小の予算で同じ効果はなすわけでございますので、その方がいいのではないかという声もございました。そういうことで、かなり突っ込んだ話し合いをさせていただきまして、最終的に経済性を重視したもので予算執行させていただいたということでございまして、考え方の問題でございまして、決してアバウトな見積もりとか、そういうことでの差というものではございませんので、その辺をご理解いただきたいと思います。

○議長（河野）監理課長。

○監理課長（木原）再質問にご答弁させていただきます。今、問題になっております土地につきましては、あそこは角地ですので、4メートルと申しますのは建築に必要な後退線工事ということで、4メートルは当然引いていただけなきゃいけない部分ですので、

寄附をしながら海田町は道路を拓げてきたと。今でもそういう考え方は変わっておりません。ただ、当該地は角地ですので、片方が建築後退線まで下がられますと、反対側といますか、角の土地につきましては後退する義務がなくなってまいりますので、4メートルに足りないところでも買収をしたということでございます。

なお、あそこの道路が6メートル必要であるか必要でないかということなんですけれども、我々としては今延長しておりますように、その道路につきましては6メートルでの計画をしていきたいということで、今現在、概略設計をしておりますけれども、今回買収をした部分につきましては6メートルにするということで話を進めておりますので、6メートルで買収をしていったということでございます。

(「計画決定しとると言うたろうが」と呼ぶ者あり)

○監理課長(木原) 計画につきましては、今現在、概略設計をつくっておりますから、それが終わりました、路線決定をして、資金計画を立てて実施設計をしていくということになっていこうと思います。

○議長(河野) 8番、西山君。

○8番(西山) 8番、西山勝子です。3問、数点について質問いたします。

学校崩壊や少年による犯罪、いじめや暴力、不登校の問題など、日本の教育は深刻な危機に立ち入っております。今、子ども一人一人の多様化を尊重し、個性や能力を开花させる教育のあり方が問われている社会にあって、家庭、学校、そして地域が相互に協力、連携し合って、子どもにとってよりよい教育的な環境づくりを進めることが一層重要となってきております。来年度、平成14年度から完全学校5日制が実施され、1年365日のうち165日、約45%もの日数が学校が閉まっている日になってしまいます。この日を子どもたちが安心して有意義な生活を送られるよう、地域での受け皿づくりにどう取り組んでいくのか、大きな問題となってまいります。ともすると塾通いか、またはファミコンといった傾向に走るのではないかと危惧をされております。そこで、拠点の整備が急務になってまいります。

そこで、まず1点ですが、私はもう何度か町立図書館の拡充について質問をいたしておりますが、現在そのままになっております。町立図書館の充実と公民館、児童館を備えた施設に、現在の図書館を大規模に改修するお考えはないでしょうか。

2、ふるさと館の倉庫が手狭になってきております。また、地域の拠点整備、子どもたちが集える観点からもふるさと館の増築が必要と考えますが、どのようにお考えでし

ようか。

3、図書館の充実を図りますと、青少年センターがなくなりますし、また、子どもたちのためにもスポーツの拠点となる多目的スポーツセンターの早期建設が必要となつてまいります。その目標はいつになさっておりますでしょうか。

次に、観点が少し違いますけれども、先ほどの西田議員の質問にもありましたけれども、「かいた歴史のさんぽみちマップ」が完成いたしました。そのマップに掲載されている各々の建物、その他のものの維持は今後どのようにお考えになっていらっしゃいますでしょうか。

2点、雇用対策についてであります。長引く景気の低迷の中で、企業の経営は大変厳しい状況にあり、今後金融システムの再編成に向けて「聖域なき構造改革」が実施されると、より多くの企業の経営状況がさらに悪化することが想定されます。総務省発表の完全失業率は、10月には過去最悪の5.4%となり、厚生労働省発表の有効求人倍率は全国で0.55倍、広島県で0.64倍と落ち込み、雇用情勢は継続して低水準にあります。国は補正予算、また、来年度予算の中で総合的な雇用対策を実施することとしております。現実、11月国会で緊急地域雇用創出特別交付金が設立いたしました。国の緊急地域雇用創出特別交付金をもとに、県が広島県緊急雇用創出基金を創成するわけでございますが、町はこの基金をどのように活用されるお考えでしょうか。

次に、精神障害者福祉についてであります。これからの日本社会の目指すべき姿は敬愛・共生社会です。障害を持つ人々もそうでない人々も、同じように教育を受け、仕事を持ち、収入を得、家庭生活を営み、自由に移動し、文化、芸術、スポーツなどに参加するなど、すべての社会生活及び社会活動に参加する機会を平等に得られる社会、すなわちすべての人が人間として大事にされる世の中をつくっていかねばなりません。その中で、幅広い障害者の定義を踏まえ、ニーズに対応した適切なサービスが受けられる施策の充実が急務の中、精神障害者福祉整備が特に遅れております。平成14年度から精神障害者が各自治体に事務委任されますが、我が町での整備はどのようにされるお考えでしょうか。

次に、保育事業の充実についてです。本格的な少子高齢化社会を迎えている現在、女性労働力の有効活用が注目されております。このため、働く女性が能力を十分発揮しながら、仕事と家庭を両立できる環境を整備することがますます重要な課題となつてきております。現在、女性の雇用者は2,140万人、雇用者全体の4割に達しておりますが、土

曜日、日曜、祭日が休日となる職場ばかりではございません。そこで、海田町で休日保育の実施、また、病後児保育の実施をするお考えはありませんでしょうか。

最後に、通学路についてでございます。世の中が車中心の社会になり、また、海田町の道路も刻々と交通量の多い道路に変化しております。その中で、子どもたちは危険な道で通学をしている現状でございますが、何年たってもこの通学路が余り改善されていないように思えてなりません。通学路の改善について、どのようにお考えでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）西山議員ご質問の2点目、3点目、4点目につきましては私から、1点目、5点目につきましては教育委員会から答弁いたしますので、よろしく申し上げます。

緊急地域雇用創出特別交付金の活用についてのご質問にお答えいたします。国の補正予算を受けて、広島県においても基金の新設をされます。この基金をもとにした緊急地域雇用創出特別交付金事業に係る平成14年度事業実施の要望について、県より照会がございましたので、町としても有効的な活用を考え、要望書を県に提出いたしましたところでございます。

続きまして、精神障害者福祉についてのご質問にお答えいたします。海田町における精神障害者福祉施策の整備状況でございますが、以前より実施しております精神障害者就労促進事業費補助制度に加え、扶助制度としまして、平成12年度から共同作業所通所者交通費助成を、今年度から精神障害者通院医療費の自己負担分の助成制度を実施しております。扶助制度以外につきましては、精神障害者家族の会や精神保健福祉ボランティア育成講座の開催により、社会復帰の促進、障害者への支援体制の強化に取り組んでいるところでございます。今後もこれらの事業を継続して実施するとともに、平成14年度に県から委譲されます事務のうち、福祉に関する相談業務につきましては、これまで海田保健所が実施しておりました精神科医師、臨床心理士及び保健婦による精神保健福祉相談を毎月1回、また、自立と社会復帰、社会参加の促進を目的とした自主グループ活動の開催を年4回、海田町の事業として実施する予定でございます。また、居宅生活支援事業につきましては、平成15年度からの実施を目標に、来年度はホームヘルパーの養成、サービス利用に関する情報収集に努めるとともに、広域での取り組みを視野に入れた近隣町との話し合いを行っていきたいと考えております。

続きまして、保育事業の充実についてのご質問にお答えいたします。ご承知のとおり、

休日保育、病後児保育とも国の少子化対策推進基本方針や新エンゼルプランに推進すべき事業として位置づけられており、本町としましては、今後の課題であると受けとめております。休日保育につきましては、以前にも同様のご質問をいただいておりますが、その後の状況を申し上げますと、現在までのところ、具体の要望を直接聞いていないのが実情でございます。しかし、総合的な少子化対策の推進という面からは必要な施策と受けとめておりますので、しばらくは今後の具体の要望を見きわめ、判断すべきと考えております。

一方、病後児保育でございますが、保護者にとりましては、また、各保育所にとりましても必要性の熟度が高い施策と考えており、優先的に検討を進めるべきものと考えております。あとは教育委員会から答弁いたしますので、よろしく申し上げます。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）町づくりに関し、図書館、ふるさと館、スポーツセンターなどの施設整備についてのお尋ねでございました。これまで、施設整備につきましては、海田町総合基本計画に基づき、年次計画を定めながら、その整備を進めてきたところでございます。現在、全町的な観点から将来を踏まえた施設整備について再検討を行っているところでございまして、その結果に基づいて実現に向けて努力してまいりたいと思っております。

次に、「かいた歴史のさんぽみちマップ」の各々の維持についてのご質問でございますが、マップに掲載しておりますものは、郷土の歴史を伝える貴重な文化財であり、次代に伝えるために主なものについては指定文化財候補として選定しており、今後、海田町文化財審議委員会に諮りながら、その保存について努めてまいりたいと思っております。

続いて、通学路の改善についてでございますが、安全な通学路の整備につきましては、毎年各学校PTAによる総点検が行われ、海田町PTA連合会から提出される教育環境整備改善要望書に基づいて、その都度、PTA、学校及び関係する各課で協議をしますとともに、国道工事事務所、海田警察署などの意見を伺いながら、改善に向かって取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（河野）西山君。

○8番（西山）再質問いたします。質問順位にさせていただきたいんですけども、まず、町づくりについての施設整備でございます。本来ならば来年度には実現できていないといけない施設整備だと私は考えております。先ほども述べましたように、1年間の40数%

も子どもたちは家庭にいるわけです。その環境整備もしなくて、子どもたちが悪くなった云々というのは大人の勝手であります。現実には、具体的に申しますと、図書館の利用率をご存じでしょうか。何度も私は質問させていただいてはいますが、年々貸し出し点数も増えておりますし、特に週休2日制になって、子どもたちが利用する場合は学習情報室の利用が増えていくと思うんですが、年々増えてきております。平成12年度は6,636、平成6年度では4,687ですね。現実にお聞きしますと、高校生しか利用できていない現実、また、現実、図書館に参りますと、児童図書を読むところと大人の方が閲覧する場所も一緒です。今、国の方も、児童図書を置くところと、児童図書を子どもたちが読む場所と、大人の閲覧する図書が整備されているところは別個に設けるようにというパーセンテージも多く出ております。また、家では勉強しなくても図書館の学習指導室に行けば本当に勉強できる環境ですから、子どもたちはそこで本を読み、勉強します。子ども放送局も現状のままで今の図書館に設置するという方向性を行政報告で受けておりますけれども、またそのスペースを現実の図書館から子ども放送局を設置しますと、本来の図書館機能がますます失われていくわけです。今回、国会で、本当に今の21世紀を担う子どもたちのために子どもの読書活動の推進に関する法律が制定されました。その中に「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進なされなければならない」。また、その附帯決議の中には「子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備、充実に努めること」と明確に法律までできました。ちょうど図書館がある地域といいますと、公民館が遠い地域でもありますし、児童館がない地域でもあります。先ほどの答弁では、今から年次計画を立てて、それに沿って実現していく。じゃ、今、児童・生徒である子どもたちはどうするわけですか。聞くところによりますと、合併協議会の建設計画などはかいたもちにしか過ぎないとまで言われております。その中であって、今のままで環境整備もしなくて、子どもたちに勉強しろ、読書しろというのは酷であります。

また、次のふるさと館の整備でございますけど、ある保護者の方があのふるさと館の図書館で夏休みに、中学生の子どもを持つ母親でしたけれども、ちょっと学習させてもらえないだろうかと問い合わせたところ、「だめです」と一喝のもとで断られたそうです。今からはどういう場所であり、どういう機会であり、子どもたちの本を読む場所を提供しないといけないと法律で決めたわけです。そうなりますと、今のふるさと館では

資料の倉庫でもう足りなくて、どうしようと言われているのが現状でありますし、地域の拠点としてつくられましたけれども、研修室は1室しかありません。あの1室で地域にそこを生涯学習にどうぞと言われても、最近、割と講座とかが設けられておりますので、使えないことも多々あります。また、あの地域には子どもたちが集う場所もございません。児童館も遠いですし、公民館も遠いです。現実、今、公民館、ひまわりプラザ、町民センターが講座などでパンク状態はもうご存じだと思うんです。報告を受けられていると思うんです。その中であって、生涯学習、週休2日制になり、子どもたちが行く場所がない。今から年次計画を立てていく。あまりに遅れた行政施策ではないでしょうか。この点、もう一度、いつごろ整備をなさるのか。

また、多目的スポーツセンターの早期建設。町民の皆様は温水プールを本当に望んでいらっしゃいます。障害者の方も集え、高齢者の方がリハビリにプールを利用なさる。子どもたちがそこで体力を競う。また、バレー、バスケット、子どもたちが即したいと思ったときに、今、海田町には、数人の友達が集まって、じゃ、バスケットボールをしよう、バレーボールをしようといったときに、する場所すらありません。これは現実、我が息子のことですが、夏休みに友達数人と「お母さん、今から地区スポーツセンターに行ってくるから」と言いますから、「アキラ君、海田町に学校の体育館があるでしょう」と言ったら、「お母さん、そこは申し込まないと使えない。ちゃんと団体でないと使えない。僕たちは友達と集まって、いざ何をしよう、ボールで遊ぼうといったときには、少しは待ったとしても、料金は払ったとしても、友達とボール競技ができる場所を選ぶ」。これが現実でございます。今回、来年「スポレク広島2002」が広島県で行われます。ここの裏面に広島県の開催地が載っております。熊野町も府中町も開催地の競技の1つになっておりますが、寂しいことに、何をしても海田町が協議を誘聘したことはございません。なぜ、積極施策をするお考えがないのか。本当に21世紀の子どもたちを思ったら、まず環境整備は私たちの責務ではないでしょうか。その点、どうお考えになっているか。

次に、雇用対策についてでございますが、活用していく、要望に応えたと言われます。しかし、広島市は議会で、12月補正で95人の雇用をする予算組みをこの緊急地域雇用創出特別交付金事業としてもう予算計上なされております。この辺の食い違いをどうお考えになっているか。また、呉市におきましては、この雇用基金を受けて呉の雇用対策本部を設置して、本当に呉市の皆様のどういうニーズに沿った雇用ができるのか対策本部

を設置したとありました。海田町はどのような形、どのような住民のニーズに合わせた活用をなされようとしているのか、もう一度お聞きいたします。

次に、精神障害者福祉についてでございますけど、事務が権限委譲してまいりまして、福祉サービスを充実するという答弁でございましたけれども、本来であるならば、来年度からホームヘルパーのサービス実施がうたわれております。この14年度から事務委譲がなされるということはもうわかっておりましたので。このホームヘルプサービスは現在のホームヘルパーさんが9時間の講習を受けられたら精神障害者の方のホームヘルパーができると聞いておりますが、海田町のホームヘルパーの中でこの9時間の講習を受けていらっしゃるヘルパーさんはいらっしゃいますでしょうか。もしいらっしゃらない場合は、来年こういう方を雇用なさるお考えはありますでしょうか。

それと、精神障害者福祉につきましては、現在までは保健センターが窓口になってきておりますけれども、国の施策におきましては、知的・身体・精神障害と3障害とも1つの窓口の方向性で動いておりますし、海田町の歴史を見ましても、保健センターの業務の中に「精神障害者福祉について」という項目はございませんが、今後、事務委譲がなされた場合に、この精神障害者福祉はどこが窓口になっていくのでしょうか。

続きまして、保育事業の充実で休日保育でございますが、前回質問をさせていただいたときは「広島県では福山しかしておりません」と、する気がない答弁でございましたけれども、国は平成11年度はモデル的にやりまして、休日保育事業の本格事業化の趣旨について、先ほどの答弁では需要がないと言われてましたけれども、国が調べた限りでは実施保育所での利用者の需要が高く、また、今後さらに需要の増加も見込まれることから、計画的にその推進を図るため、本格事業化を図ったと。ついては、このような趣旨を踏まえ、本事業については積極的に活用されたいという文言が、厚生労働省、厚生省の時代ですけれども、来ているわけですけれども、先ほどの答弁ではまだ検討するとおっしゃいました。前回の質問では、じゃ、アンケートをとったらどうでしょうかとも質問をいたしましたし、でも、する考えはないとおっしゃいましたが、今回、アンケート調査をするお考えはないでしょうか。

最後に、通学路の問題でございますけれども、今、教育長の答弁で、PTAと学校と協議をして現実に行っているという答弁でございましたけれども、黄色い「通学路 危ない」というのが電信柱に張ってあったら、それがずれてしまっていたり、見えない場所に張ってあったり、数十年前に「通学路」と町が立てたものがさびついて斜めになった

のがそのまま放置されていたり、本当に海田町の交通事情、車の量の増加率は道路整備に伴い、随分増加してきております。私が東京の杉並区に参りましたときには、杉並区では電柱に通学路には「通学路 杉並区」というのが全部してありまして、学校の前の横断歩道にはここに学校がありますよというのが明確にしてありました。また、広島市も、よく町を見てみますと、交通量の多い四叉路のところには「通学路 広島市」という掲示も多く見受けられます。改善した、改善したとおっしゃっていますが、ある小学校では、あまりに改善してもらえないから、PTAが教育長のところにお見えになっているようでございます。でも、なおかつ、それから何ら変わっていない。予算の関係もあるんでしょうけれども、海田町の交通量の多さを見れば真剣に通学路の提示を考えてみる必要性はあるんじゃないかと思うんです。もう一つ、そのことは危機管理、安全管理にも有効な手だてではないかと思うんですけれども、何か方策を考えられるお考えはないでしょうか。

○議長（河野） 暫時休憩をします。再開は1時から、再質問の答弁から始めます。

~~~~~○~~~~~

午後12時01分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野） 休憩前に引続きまして本会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。西山議員の再質問に対する答弁からでございます。教育部長。

○教育部長（山本） それでは、再質問にご答弁いたします。まず、教育委員会関係の施設整備についてのご質問でございますけれども、各種施設について、週5日制を踏まえて早く整備すべきではないかというご質問でございます。基本的には教育長が申しましたように、今までは基本計画に基づいて順次整備を図ってきたところでございますけれども、本議会でもいろいろ合併についてのご質問の中で、合併特例法の期限切れを1つの目標としてという話の中で、この施設整備につきましても、現時点では一つ一つの施設をやる時期でないと。全体的に今どういう施設をどうしておくべきかということの中で全町的に必要な施設について今、企画サイドの方でヒアリングをされまして、今からその結論が出てまいります。教育委員会としましても、この結論に基づいて施設整備に努力をしていきたい。早いものであれば、平成14年度の当初予算から盛り込んでいくものもこの中にはあろうかというふうに思っております。

それと、週5日制のご心配の中で、教育委員会としましては、この週5日制は、1つには、この5日制の目的が達成できるように、まず体験活動の機会を拡げること、2つ目には、留守家庭の子どもたちに対する支援体制を一層充実させていかなければならない、それから3つ目には、地域社会や家庭が本来の教育力を発揮して子どもの活動にかかわってもらおうという、この3つを大きな課題としてとらえております。そうした中で、これまで当然公民館等で子どもを対象にした各種講座、体験学習、こういったものを実践してきておったところですが、こういった子ども対象の講座をより充実さすという方向で予算編成を考えております。また同時に、留守家庭児童会対策としまして、この児童会の施設整備を前倒しして、早急に整備すべく今から進めていくということで計画をいたしております。

それと、スポレクの関係でございますけれども、議員ご指摘のように、海田町の方で主催する行事をすることができなかつた。これは、教育委員会としても非常に残念に思っております。総合公園という立派な施設があるわけで、何とかあの施設をこうした全国的な事業の中で活用を町としてもしていきたいという意向は重々あるわけですが、残念ながらバスが入らないというようなことでその主催行事がなかなか思うようにできないという中で、現在、鋭意、道路についての拡幅を進めていただいております。今後、こういった整備ができましたら、積極的なそういった事業にも活用していきたいというふうに思っております。教育委員会としましては、こういう主催行事は持てなかつたんですけれども、スポレク2002の中では協賛事業といたしまして町でのウォークラリー、これをスポレク2002の協賛事業として実施をする予定にいたしております。

それから、通学路の関係につきましては学校教育課長の方からお答えをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（河野）学校教育課長。

○学校教育課長（河原）それでは、通学路の表示の問題について2点ほどご指摘をいただきました。初めに、通学路や交差点の飛び出し等を防止するための「危ない」という表示の看板について、傷んだものが多く見受けられるというご指摘でございますが、教育委員会といたしましても早急に状況を調査いたしまして、適正な掲示をするようにしてまいりたいと考えております。

また、通学路等の看板を全町的に整備するということにつきましては、これまで各学

校におきまして、PTA等の取り組みといたしまして学校通学路等の表示を行ってきた経緯がございます。町といたしましては、これまで通学路の表示板を設置しておりませんが、児童・生徒の安全確保のため、交差点の飛び出し注意の看板等につきまして設置を充実させていきたいと。

また、公安委員会等が定める道路標識につきましては、指示標識の中に児童が横断している姿を描いた青色の横断歩道標識や、警戒標識の中に学校・保育所等が近くにあるということを知らせる黄色の標識がございます。これらの標識の設置状況を把握しながら、必要な場所等の設置について公安委員会等へ要望してまいりたいというふうに考えております。

○議長（河野）地域振興課長。

○地域振興課長（植野）雇用対策の再質問にお答えします。初めに、広島市や呉市とは団体の規模が違います。現在のところ、町村で雇用対策本部の立ち上げは聞いておりません。また、今回行われます県のこの基金は新規に人を雇用して事業を行うもので、人件費の比率が80%以上のものが補助の対象となります。今回、海田町が平成14年度で要望しましたものは税務課の固定資産課税の課税資料であります名寄せ帳、課税台帳のファイリング事業、同じく固定資産税の課税資料である公図検索システムの導入事業、土地家屋台帳ファイリング事業で、これらは電算への基礎データの入力を行うものでございます。それと、福祉課の方から出ましたものに、地域子育て支援事業がありまして、合わせて4件を要望しております。

○議長（河野）保健センター主幹。

○保健センター主幹（臼井）それでは、ホームヘルパーの養成についてのご質問にお答えします。現在、登録しておりますホームヘルパーの中には、先ほどお話がありました講習会を受講された方はいらっしゃいません。また、来年度そういった有資格者を雇用する考えがないのかというご質問につきましては、この事業につきましては、現在、国の方でその運用要綱を策定中でございます。また、県の方におきましても、モデル地区として県内何町村かを選んでホームヘルプサービスの試行的事業を展開しております。それらの結果を踏まえ、先ほども答弁がありましたように、15年度からの本格的実施を予定しております。来年度につきましては、そのホームヘルパーさんの養成等の講座に対する参加等について積極的に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（河野）福祉保健部長。

○福祉保健部長（富田） それでは、私の方から、精神障害者の窓口を1つにすべきである、国の方のそういうふうな方針もあるのではないかというふうなことでございます。ご承知のとおり、長い間、精神障害者につきましては保健所窓口で事務を進めてきたという経緯がございまして、一部扶助制度等もいまだに、現在のところ保険証窓口というふうなことで進めております。確かに、ご指摘のように、基本法の成立によって障害者の中に精神障害者も含まれたということで、これからの流れとしてどうあるべきかということとは検討を要することだというふうに思っております。県内の市町村につきましても、今、窓口を福祉系にするのか保健系にするのかというふうなことはちょっと手探りの状況じゃないかと思えます。ご提案のような趣旨も踏まえながら検討を要することかなというふうに考えています。ただ、精神障害者につきましては、啓発、あるいは相談、それから予防、それから、それらに基づく研修といったようなソフト事業については、いずれにしても保健婦とか保健活動を抜きではちょっと考えられない面がございまして、その辺も十分しんしゃくをしながら、福祉系のものとして包含して身体・知的と合わせた方がいいのかというふうな部面と、いろいろございまして、その辺の経過を見ながら検討してみたいというふうに思います。

○議長（河野） 福祉課長。

○福祉課長（因幡） 休日保育の件でございます。国の方から必要性の文書が出ておりますが、平成13年度現在、広島県内で619カ所の保育所があるんですが、現在、休日保育を実施しておるのは6カ所で、約0.97%の実施率となっております。特別保育事業、いろいろなメニューがございまして、すべてを行政でやるのが果たしてどうなのかということも考えてみる必要があるかと思えます。行政でやるべきものは行政、また一方、平成10年からシルバー人材センターがエンゼルサポーターという制度を設けております。年々利用が多くなっておるといふふうに聞いております。休日保育につきましても若干の問い合わせがあったそうですが、受けたということでは今のところないそうです。ただ、こういう需要の中で託児の基地があれば、そういうことも前向きに考えたいという計画を持っておりますので、その推移を見守りたいと思えます。

アンケートの件につきましてはそういうことでございますので、現在のところ、そういう連携の中で進められるよう、十分協議もしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（河野） 西山君。

○ 8 番（西山）再々質問いたします。1 点、町づくりにつきまして、合併を目の前に、過程といたしまして今ちゃんとしているんだという答弁でしたけれども、じゃ、私の構想といたしますか、意見というのも考慮に入れられるのか、そんなものは無視して行政でやっていくと言われるのか、その 1 点。

次に、通学路の件ですけど、私は何も交差点に「危ない」という表示をしてくれという質問はしておりませんで、広島市の交差点のところにはここは通学路という提示があるというふうに、海田町でもそれを、柱には「広島市」とちゃんと書いてあるわけですが、そういう事例があるということを質問したわけですが、その広島市とかをやはり調査・研究をされて、一番運転者が、ここは子どもたちが通学する、注意をして運転しないといけないという、どのようにすればいいか、今から検討なさるお気持ちがあるかどうか。

それと、多目的スポーツセンター建設の件ですけども、今、前に私は環境センターの跡地を P F I 導入でその事業をする方法もあるのではないかと質問をいたしましたけれども、県が公共事業にやはり P F I 導入へ積極姿勢でノウハウを市町村にもおろしたという報道がありました。知恵を働かせれば早期に実現する可能性もあるわけですが、そういった知恵を導入して建設するお考えはあるかないか。

最後に、休日保育の件は本当に、ただ行政がしない、シルバー人材センターがそういった受け皿を持つのであれば、なおさらのことアンケート調査は必要じゃないかと思うんです。別にアンケート調査をしたから行政が休日保育をしないといけないというわけではありまして、アンケート調査をした結果、休日保育、祭日保育を要望されている方がいれば、それは即シルバー人材センターのその施策に反映できる大事なことだと思うんですけど、その観点からアンケート調査をするお考えはやはりまだないんでしょうか。

病後児保育の件ですけども、これは本当に、検討するというお考えでしたけれども、広島県の商工労働部がアンケートをとった中で、子どもが病気のとときに休暇制度が欲しいという回答で、女性従業員が 61%、男性従業員で 56.3%の、やはり子どもたちが病気のとときに働く男女がいかに困っているか。しかし、今、企業がこれだけ不景気ですと、そういった休業はとれない場合にはやはり行政が受け皿を持たざるを得ないと思うんですけど、ただ、病院と連携しないといけませんので、海田町の小児科病院と連携をとって一日も早いこの保育事業を実現するお考えはないかどうか、お願いいたします。

○ 議長（河野） 教育部長。

○教育部長（山本）まず、施設整備、1点目と3点目なんですが、西山議員さんからご提案いただいたスポーツセンター、あるいは図書館の整備等々、個別に今、教育委員会のサイドでこれをどういう手法でどうやりますと言える状況ではございません。先ほど申したような理由の中で、今、町全体として何をどうすべきかということを検討しておる段階でございます。中身につきまして、どういう施設についてかということで申し上げますと、今、西山議員さんがおっしゃった施設につきましては、教育委員会も同じような気持ちを持っておるといところでございます。今後、その全体的な調整の中でその実施ということになってくれば、これは教育委員会としてもその実現に向けて今から努力をしていくというものでございます。

それから、通学路の点につきましては、おっしゃいますように、ここが通学路であるということが車を運転される方にその理解をいただいて安全運転に心がけていただくということは、これは重要なことでございます。今いただいたご提案、広島市のような状況もありましょう。そこらあたり、教育委員会としてこれから研究をして、そうした制度について調査をしてみたいというふうに思います。

○議長（河野）福祉保健部長。

○福祉保健部長（富田）保育事業の方の質問にご答弁を申し上げます。休日保育と、それから病後児保育、2点についてご質問いただいたわけでございますけれども、町長の答弁にもございましたように、2つで言うならば、我々の方の町としては優先的にはやはり、ご指摘のように病後児保育の方が優先検討じゃないかという趣旨でご答弁があったということでございます。そういう趣旨でございますので、病後児保育について、町長の答弁にありましたような町の趣旨でもって検討を進めていきたいというふうに思います。

それから、休日保育につきまして、これは今、福祉課長の方から答弁しましたけれども、今の保育システム、保育所で保育として見ていくというふうな、全体的な保育所としての行政としての保育というふうな観点から少し逆に広がって行って、いろんな面で、例えば行政が直接保育もありましょうし、それから、あるいは社協活動の中でそういうふうなことを補てん事業としてまた起こしていくということもありましょうし、それから、ボランティアとかNPOとか、そういうふうなこともございましょう。シルバー事業のサポートがございまして、調べるつもりはないのかというふうなご質問でございますけれども、新年度に向けて、また保育の申し込みの時期でもございまして、担当

レベルで、その辺のところ、何らかのその辺の意向が反映できるのかどうかということについては調査してみたいというふうに思います。

○議長（河野）6番、齋木君。

○6番（齋木）6番、齋木貞暁でございます。質問が6月定例会、9月定例会と非常に重複しますが、ちょうど昭和14年度の予算編成期に入りましたので、再度、進行状況を質問させてもらいたいと思います。

町長さん、本当に皆さん方が海田湾と称しながら、海岸がガス会社をはじめ私企業に全部占有されて、ただ1つ残されておる明神さんの沖の突堤もカキ殻で埋もれておるわけです。本当に私たちも、町長さんをはじめ役場の方々も、町民もあの姿を何と心得ろうかと。何とか合併までに、私も今日、何時に終わるか知りませんが、ガス会社の会長と会うようにしておりますが、町長さんも再々言われておると思いますが、本当に海田湾に面しながら、あそこを1つの海田町の海の駅にしてくれたら、町長さん、どうだろうか、こういうことの答弁に、なかなか折衝しておるが、うまいぐあいにいかんと。これはやっぱり行政、また町民の熱意、われわれ議会の、また議員の熱意ではないかと私は考えておるわけでございますが、四方を矢野から、五日市から瀬戸内海沿岸を見るのに、すべて1つの町には大衆の公共的な湾とか、その他の港があるわけで、これは町長さん、何とかあなたの任期中にある程度の見通しをつけていただかなきゃなんのではないだろうか。せめて昭和14年度の予算に調査費あたりをつけていただかなきゃいけないのではないだろうかということについての町長の考え方をお聞きしたいと思います。

第2点は、海田町3万の人口でかなり高齢者がいらっしゃる。この前から、身体障害者に対する温かい予算がないんじゃないかと、施策をどうするかという質問もありましたが、本当に海田町の福利厚生施設面においては他町からどうも劣っておる気がするわけでございます。そういう高齢者の福祉施設の問題について、やっぱり風光明媚ないつもあの洞所山の総合公園キャンプ場の辺にすばらしい立地があるわけですが、町長さん、平成14年度の予算で構想なり、調査費をつけないければなんのではないかという考え方を私は持っております。

第3は、キャンプ場の問題でございますが、随分町長さんや皆さん方から平成14年度は必ずやり抜くと、こういうことでありますので、ひとつ同じキャンプ場をやられても、やっぱり夏だけはそういう、ここを管理する者がいらっしゃいませんと、暴走族のたまり場じゃないかと。14年度にどのような構想で、今、構想を練っておられると思

ますが、進んでいくんじゃないかと、こういうふうを考えておるわけでございます。

再三申し上げて申し訳ないんですが、山畝地区に、従来の呼称は山畝というんですが、本当に行き詰まって、あれだけの部落は火事が起きたらどうじゃろうかと。下から消防ポンプのホースを上げるんじゃろうというようになっておりますが、128世帯の上の方の人たちを一体どうされるのだろうか。そういう消防車が入る、あるいは巡回する道路ということについて、再々度のお尋ねですが、町長、あそこらを将来までに計画だけを、合併まで3年4カ月ですが、計画構想だけは示していただきたい。それには平成14年度の調査費とか、そういうものが要るんじゃないと考えておるので、町長の明解なるお考え方をお聞きいたしたいと思います。

それから、農業委員会も先般、山間地の西地区をずっとくまなく歩いて回ったんですが、本当に海田町にはこの農業公園とか、あるいは薬草園とか、町の花の、先般もお尋ねしましたように、ひまわりの花の畑が二、三段あってもいいんじゃないかと。どうしても山間地の開発と上までバスが通るような道路の計画だけでも、地元の人たちに、町長、何年度計画とかいうものを示してもらいたいことを再々度お尋ねするわけでございます。

いろいろ申し上げられましたんですが、各議員の質問でも、マップの地図ができたが、山陽道の問題ができたかということにつきましても、教育委員会としても余りお金はかからんじゃないかと思うんです。あれが、海田町に観光協会ができれば、もっともつきめの細かい要望なり、あるいは施行なりということが町長さんも考えられるんですが、やっぱり町長が各種団体、商工会に積極的に呼びかけてもらわにゃいけん。この3月末の年度内に、町長さん、どうしても観光協会を立ち上げてもらいたい。これだけ大きな町ですから。古墳とか、あるいは千葉邸とか。ふるさと館という立派なものを町長は建てられたんですから、その点の構想を再度申し上げます。年度内に呼びかけて観光協会を立ち上げてもらいたい。これを町長にお尋ねするわけです。

次に、行政改革の問題で、非常にいろいろ述べられたと思うんですよ。西山議員の悲壮な、切実な、子どもさんに対する、学生に対する図書館の問題、日曜保育の問題ということがありますが、あれもやれ、これもやれと私は要求するわけですが、そこはもう平成9年に定数条例が定められて4年間、274名が自然減を期待されておると。先般も何か職員の方を募集されたとか、こういうことを聞くんですが、やはり人件費の削減、職員の自然減、やはり職員協議会もあるし、生活もありますから、一挙にはできませんが、

やっぱり採用をとめてもらって、限られた予算の中にきめの細かい行政、あるいは施策を述べてもらいたいと思うんですが、そこらについて町長さんのお考え方をお聞きしたいと思います。

次に、9番目ですが、きょう、町長さんから、合併問題については、原田議員等におっしゃるように、余り述べることはありませんが、最後の決意を表明されたんですから、私も避けて通れないと思いますし、しかし、合併までにやるべきことはやっておかにゃいけないのじゃないかと思うよね、町長。そこらについてひとつ、いいですが、それなら、あるいはどうなるのかわかりませんが、広島市、1市3町の合併ができなったら、町長、どのようになりゃいいんか、どうすればいいんだろうかと。執行者としてのそこらのお考え方を、あと3年4カ月に迫ったものをお聞きしたいと思います。

消防団の器具については漸次よくなっておりますが、できるだけ早く、小型の消防ポンプを運ばれるのに個人の兼用のを使われないようなことをひとつお願いしたいと思いますが、そこらは漸次14年度、15年度でどのように対応されるのか、お聞きしたいと思います。

それから、9月定例会も申しあげましたように、全国の県、市町村がやっぱり1つの町の、海田町の貸借対照表を公表いただければ、財産とか、その方が非常にいいんですが、きょうこそは町長さん、来年度にはこれを公表するということを明言していただきたいんです。

そういうことと、次に、新しい質問でございますが、13ですが、海田町には随分遊休資産があると思うんです。合併特例法で合併に従わなきゃいけないんですが、その遊休資産を合併までにどのように活用されるんだろうかと。そのまま広島市へ合併されるんだろうかと。私は不勉強で、それがどのぐらいどこにどれがあるかということがわからんから、町長、きょうはそれを教えていただきたいと。そして、その後には再質問で私は、その土地、その他をどのように考えて活用されるのだろうかという、やっぱり町民も夢があると思うんですよ。やっぱり合併までにあれをしたい、これをしていただきたいという夢がありますので、それは再質問の中で質問していきたいと思います。

14番目は私は再々度の質問でございますが、この前も西日本鉄道の広島支社にも参ったし、駅長さんにも会うたりしておるわけですが、どうしても海田市駅に快速便をとめさせなきゃいけない。やはり今までも非常に努力をされた、あるいは住吉議員からお聞きしたんですが、国会議員の亀井先生にも頼んだと。それじゃがやっぱりだめだという

ムードがあるんですが、やはり私は町長、あきらめられてはいかんと思う。やっぱり町長を中心に、駅前の窪地の再開発の問題もありますが、あとちょっと触れてもらいますが、そこらをやっぱり町長の悲願として、我々議会、町民、行政の皆さん方の悲願として快速便をどうしてもとめなきゃいけない。先般も中国新聞に見るように、各駅で陳情ということをして一生懸命にやっておられますので、そこらを町長、14番ですが、再度お考えをお聞きしたいと、こういうふうに考えております。

それから、ちょっと抜けましたけれども、再々、8番ですが、昔の奥海田村の隔離病舎、これを町長さん、あれだけの植木で隠して、奥海田村時代の隔離病舎を何とかされなきゃいけないのじゃないかと。平成14年度はあれをどういうふうに考えておられるか。私もこれは定例会での3回目の質問ですから、その点を、8番の隔離病舎について。あそこがよくなれば三迫川の下流もきれいになり、遊歩道ができて三迫川もきれいになりまた我々町民が喜んで、遊歩道とか、小さい小さいお庭をしていただければ幸いにいけるんじゃないかと思えます。

どうか、町長、あれもやれ、これもやれと私は初めに言いますが、重点的に合理化、リストラをやっていただいて、心残りがない平成14年度の予算を私たちに提案したいと。我々も、皆さん、本会議で委員会がもっともっとあれば政策論争に移るんですが、皆さん方もすばらしいきめの細かい質問をされますが、やはり委員会があればもっと政策論争に移るのではないかと思いますし、私らは常に議長にも町長さんにも申し上げて、私の質問は終わりたいと思えます。どうもありがとうございました。

- 議長（河野） ちょっと斎木君、確認をしますが、番号で言うと12番が抜けておるんじゃないかと思うんですが。海田市駅南口区画整理。
- 6番（斎木） あれが抜けておったですね、すいませんでした。12番です。申し訳ない。ありがとうございます。

再三各議員から、南口の区画整理の問題も今、後から申し上げると言いましたが、私は考えようによったら、答弁もいただきましたね、建設部長か企画部長か知りませんが。私は本当にあれができるんだろうかと。先日の議会の質問においても、なぜ合併審議委員会が延期になったのかと。これは、私は持論ですが、やりようがありますよ。学識経験者とか自治会長さんあたりに応援を求めるか、あるいは地元には桑原議員さんもいらっしゃるんですね。そこらの根回しとか、そこらの積極性が足らんから、もたもたしておるんじゃないかと思うんですが、今のままなら、ある一部の人はできんのではないかと

と。先般の9月定例会もそうやし、できなんだら、町長、あなたの大きな責任問題にもなるし、また、佐中議員からも、あれは中止にしてもっと福利厚生の方に回したらいいんじゃないかと。私は将来の海田町ですから、広島市の段原開発もあるように、何らかの形の駅前の整理整頓、そして開発を県や国の助成を受けてやらなきゃならんと、このように思っておるんですが、今のままなら、町長さん、あんたらの責任問題に発展するんじゃないだろうかという気がしておりますので、再度、町長の明解なお考え方を聞かせていただきたい。

先ほどは議長、ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤） 斎木議員ご質問に答弁をいたします。海田湾の開発についてのご質問にお答えいたしますが、広島ガス株式会社を含む臨海部の開発につきましては、当初、臨海部土地利用転換構想の策定を予算化させていただいておりましたが、海田町だけにとどまらず、広域的視点に立った計画づくりが必要であること、また、企業の経営活動に直接かかわる事項が含まれていることなどから、今後は県地域振興部を中心に折衝を続けていくことになりました。そのため、本会議には策定業務の減額補正をお願いいたしております。

次に、洞所山周辺に山荘及び福利厚生施設を建設してはどうかのご提案でございますが、さきの9月議会でお答えをいたしましたとおり、海田総合公園の第2期分の主な整備事業としてオートキャンプ場、ロッジ4棟、一般キャンプ場などの施設を計画しております。高齢者に特化した施設整備についても、貴重な提案として第2期事業を具体化する中で検討させていただきます。14年度予算につきましては、主に用地取得に取り組む予定で検討を進めております。

次に、キャンプ場の事業計画についてでございますが、キャンプ場は海田総合公園の一部として位置づけられており、第2期事業の中で再整備することにしております。キャンプ場の管理人については第2期事業でキャンプ場を有料施設として再整備する予定にしており、管理人を置くことしております。また、施設規模及び施設については、キャンプ場を含む野外活動ゾーンが約2.8ヘクタールで、ロッジ、テントサイト、オートキャンプ場、駐車場、その他、自然観察の森などを予定しております。事業の予定ですが、用地買収は本年度から開始し、平成17年度までに買収を終えたいと考えております。また、工事については平成18年度から着工し、平成20年度末までには事業を完了させた

いと考えております。

次に、畝、山畝地区の巡回道路についてでございますが、この地区につきましては、所有関係、権利関係が非常に複雑であることはご存じのとおりでございます。町といたしましては幾つかの解決手法を研究しておりますが、まずは地元の方々がこれらの関係を整理する意思を固められる必要があります、道路だけを整備することは不可能で、個々の敷地を含めた整備が必要となってまいります。地元の方々のご理解をいただければ、解決方法について協議をさせていただきたいと考えております。

次に、三迫地区開発の進捗状況についてでございますが、先の議会で補正させていただき、現在、道路整備について概略設計を行っており、その設計が終わり次第、本設計、資金計画等の事業計画に着手する予定にいたしております。

次に、観光協会の設立についてでございますが、先般、観光協会の設立について商工会と話し合いを持ちましたが、結論を出すまでには至っておりません。しかし、海田町の観光について手をこまねているわけではございませんので、役場の窓口で対応しながら商工会との協議も進め、その必要性について引続き検討していきたいと思っております。

次に、海田町行政改革の進行状況についてでございますが、海田町行政改革実施計画では5年間で5%程度の定員適正化計画を定め、抑制に努めておりますが、計画時点では想定していなかった要因もあり、現在、定員管理計画の見直しを行っているところでございます。定数条例につきましては、この計画策定後、早い時期に改正を行っていきたいと考えております。

次に、旧隔離病舎についてでございますが、当該箇所の整備につきましては引続き建物所有者及び県の広島地域事務所と協議をしているところでございます。具体的には、建物を解体撤去して河川護岸の整備、歩道整備をする手順になります。なお、この箇所に限らず、来年度、町全体の道路について景観やバリアフリーなどについて調査・研究し、可能なものから早期に実施に移してまいります。

次に、合併についてでございますが、去る11月12日、本町と広島市、熊野町、坂町の1市3町での勉強会を発足させ、今後の合併についての意見交換の場として活用していきたいと考えております。また、合併への対応といたしましては、来年1月から町広報紙に合併に関する記事を掲載し、町民の皆様にご覧いただき、合併について考えていただく材料を提供していきたいと考えております。広島市との合併ができなかったときはどうするのかと

のご質問でございますが、今まで申し上げました方針により、町民の皆様からご意見を賜りながら合併を進めていきたいと考えております。

次に、消防団の機械器具の整備を平成14年度予算に計上するののかというご質問でございますが、これにつきましては、積載車やそれを収納する消防庫の整備を行い、個人の車をポンプの搬送に使用しないで済むようにしたいと、このように考えております。

次に、バランスシートの公表の時期についてでございますが、平成11年度分の決算に基づくものにつきましては本年9月に議員の皆様にお配りしたところでございます。また、町民の方々への公表につきましては、平成12年度決算の議会認定が終了後、平成12年度分のバランスシートと決算状況と合わせて町広報紙やホームページに掲載し、公表してまいりたいと考えております。

次に、海田市駅南口土地区画整理事業の状況でございますが、行政報告でも申し上げましたように、事業を円滑に進めていくため、協議のテーブルについていただくよう、区画整理審議委員の選挙を当初の予定より延期して、窪町の幸せを守る会と調整を行っているところでございますので、今しばらく状況を見守っていただきたいと思っております。

次に、遊休財産の取り扱いについてでございますが、町の遊休資産は、普通財産のうち、現に貸し付けている用地及び区画整理事業地内の用地を除けば、平成13年11月30日現在、土地6カ所、1,227平方メートル、山林122ヘクタールがございます。なお、南つくも町、ひまわりプラザ横でございますが、南本町、旧町宮東六住宅跡地につきましては、今後活用できる用地として除いております。今後、これら普通財産を整理しなければなりません。当面遊休用地については売却できるものについては売却していくこととしており、来年度には売却可能な2カ所の用地を売却したいと考えております。

次に、JR海田市駅の快速便の停車についてでございますが、これまでも国会議員の先生への陳情をし、かつJRへの要望をしてまいりました。JRからは、1つには、快速電車の使命は遠距離の乗客者の救済策であること、2つには、海田市駅に停車する列車の本数を減便していないため、サービスの低下にはなっていないこと、3、海田市駅に停車させることによって、信号施設等を改良しなければ容量が限界でダイヤ編成が難しいなどの理由を上げられております。議員が陳情されて感じられたとおり、私も実現は大変難しいものであると感じておるところでございます。これまでも幾度となく要望をした経緯から、議員ご提案の運動を実施しても実現は非常に難しいのではないかと、このように考えておるところでございます。以上でございます。どうぞよろしくお願い

いたします。

○議長（河野）斎木君。

○6番（斎木）町長の答弁は本当に明解に答えていただきまして、どうもありがとうございました。しかし、やっぱりJRの海田市駅の問題は、私が調査しますと、山陽本線が片道20便で往復40便、呉線が片道11便で22便で、乗降客が2万5千人いらっしゃる。随分通り越してよそへ行った、こうしたという声があるわけですが、全国にいろいろマスコミや新聞報道を見るのに、やっぱり町長を中心にして地域の行政の方々、住民が一生懸命やれば、私は何とかなるのではないだろうか。可部線の問題でも廃止する、廃止すると言うて、市長をはじめ沿線の町やら地域住民が一生懸命涙ぐましい運動がマスコミに報じられておるわけでございますので、私は町長さんの答弁には納得いきませんので、この問題に今後とも取り組んでいきたいと思えます。以上で、これは要望でございます。明解なる答弁をありがとうございました。終わります。

○議長（河野）19番、加藤君。

○19番（加藤）19番、加藤です。1点ほどお伺いいたします。公共料金の保護対策についてです。

皆さんご承知のように、来年4月からペイオフ、これは預金払戻補償額に上限を設ける措置ですが、実施されます。最近、友人や知人の話の中でも銀行破綻に伴うリスク回避の話がよく聞かれます。町で基金等、公金を金融機関に大変たくさん預けておられるんですが、そこで質問なんです、預託している公金の保護対策はどのように考えておられますかということと、2番目が、ペイオフ対策として国から何かの指導があったかという、この2点をお伺いします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）加藤議員の質問につきましては収入役から答弁いたしますので、よろしくお願ひします。

○議長（河野）収入役。

○収入役（正木）4月に予定されておりますペイオフの解禁後の公金の保護対策についてお答えします。いまだ県等の具体的な方針が決定しておりませんので、個々細部にわたっての方法とか手段ではなく、基本的な考え方について申し述べたいと思えます。

まず、基本的な方針でございますが、安全第一を旨と考えております。具体的に申しますと、最低限元本を割らない運用をするということでございます。理由といたしまし

ては、万一金融機関が破綻した場合、本町で扱っております金額が到底その金額を償うことができるものではないということからでございます。

次に、安全を確保した上で、歳計現金や基金の運用に当たりましては次のことを考慮して運用してまいりたいと考えております。1つには、低金利の折から長期間の預金はしないということでございます。いわゆる原則1年未満の期間で運用したいと思っております。2つ目には、金額を分散させること、そのほか繰りかえ運用のことも考慮いたしまして、基金については1億円を1つの目安といたします。それから3つ目には、指定金融機関、それから収納代理機関等で収納事務をしてもらっております税等の取扱件数も考慮してまいりたいと考えております。4つ目は、当然のことながら利率の方も考慮いたします。5つ目は、事務手続上、取り扱いや運用の利便性も考慮することになるかと思えます。

現在考えられますメニューといたしましては、1つには、平成14年度に限り、普通預金はまだ補償されておりますので、銀行等を含めました普通預金。それから、2番目が郵便貯金でございます。それから、3番目が国債、これも短期のものに限って有効であると考えております。4番目は、本町においてはちょっと該当がありませんけれども、預金債権と地方債との相殺ということでございます。それから5番目が、これも現実にはあまり薄いんでございますけれども、金融機関の保有する国債、地方債への質権の設定でございます。

次に、国からの指導の状況についてでございますが、本年4月に総務省の自治行政局自治政策課長から、地方公共団体におけるペイオフ解禁への対応対策研究会の取りまとめが送付されてまいりました。主な骨子としましては、金融機関の経営状況を把握するため職員を育成すること、それから、先に述べましたペイオフの具体的な対策でございました。また、金融機関の破綻で公金の一部または全部を失う結果となった場合、職員の賠償責任が発生することがあるので、十分注意するようにとということと、これにあわせて、いたずらに一般預金者の不安を来すことのないように取り扱いには注意をしてくれということでもございました。以上でございます。

○議長（河野）加藤君。

○19番（加藤）基本的には1千万円ということになっておるんですが、今のところ1銀行1億という考えで本当ということですね。9千万円赤が出るんですが、それは何に増しても何十億ある基金をすると、1千万円でやると何百銀行を相手にせんといかんで、

県下にはそんな銀行の数がないので難しいとは思いますが、仕方ないだろうと思うんですが、再確認ですが、一応1億ということでやろうということに執行部としては考えておられるということですね。

○議長（河野）収入役。

○収入役（正木）1億というのは基金の場合で、1つの固まりとして1億を単位として、1銀行にそれは2億行くか3億行くかわかりませんが、1億は1つの基本単位として預金をするというごさいます。

○議長（河野）18番、国岡君。

○18番（国岡）最後になりましたが、18番、国岡でございます。総合公園の利用方法についてお尋ねいたします。

今までの議員の質問で、来年からは学校、小・中が週2日制休みということで、子どもが今度は地域社会において活動せねばならない。世代交流も含めて、地域社会である程度子どもの管理もしていかなきゃならないような事態が起きると思います。そこで、今、総合公園も整備されておりますが、今、教育部長が言うように大型バスは入らない、多くの人間の輸送もできないというような状態が現実でございます。マイクロバス程度なら入れる。それで、マイクロバスは町にもありますが、マイクロバスを土曜・日曜を利用して、世代交流の年寄りや子どもを公園まで連れて行って送り迎えというんですか、一日中つく必要はないんです。輸送はしてもらって、帰りの時間を設定すればまた地域へ送り返すというようなダイヤを組んでもらって、総合公園の利用に町民が有効に利用できるような方法をとっていただければと思うんですが、その点、町としてそういうお考えがあるかないかということをお尋ねします。以上でございます。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）国岡議員ご質問の総合公園の利用についての質問にお答えいたします。現在、ボランティア活動をしていただける団体には地元から総合公園までのバス運行を実施しており、この制度をうまく活用していただければと、このように考えております。この制度につきましては、これまで広報で2回紹介するとともに各団体に紹介しておりますが、まだまだ利用が少ないのが現状であります。ぜひこの制度を活用いただいて、自分たちの公園として当公園に愛着を持っていただくとともに楽しんでいただければと、このように考えておりますので、よろしくご理解願います。

○議長（河野）ここで暫時休憩をいたします。再開は14時15分といたします。

午後 2 時 0 0 分 休憩

午後 2 時 1 7 分 再開

○議長（河野）休憩前に引続きまして本会議を再開いたします。

日程第 2、第 45 号議案、海田町行政手続条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第 45 号議案、海田町行政手続条例の制定について。行政手続法第 38 条の規定の趣旨に則り、処分、行政指導及び届け出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって町民の権利、利益の向上を図ることを目的として条例を制定するものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）それでは、海田町行政手続条例の制定につきましてご説明申し上げます。「議案」の 2 ページをお願いいたします。資料 1 に「行政手続条例の概要」をお示ししておりますので、あわせてご覧いただきたいと思います。行政手続条例は本則 35 カ条と附則から成り立っており、5 章から構成されております。

1 条 1 項に目的を規定しておりますが、この条例のポイントは処分手続、行政指導手続、届出手続に関する共通事項を定めていること、そのことによって行政運営における公正さの確保と透明性の向上を目指していること、ひいては町民の権利、利益の保護を目指していることの 3 点にあります。

2 条は「定義」でございますが、本条例で用いる用語の意義を明らかにしたものでございます。

3 ページをお願いいたします。3 条、4 条は適用除外規定でございまして、本条例の諸規定を適用させることは好ましくない、また、なじまない行政分野が定められております。

第 2 章「申請に対する処分」5 条の「審査基準」でございますが、1 項と 3 項で、行政庁は審査基準を策定し、公にしなければならない、2 項で、その際にはできる限り具体的なものとしなければならないということになっております。

同様に、第 6 条では、申請から処分までに通常要すべき標準的な期間を策定するよ

う努め、定めたときは公にしなければならないと規定しております。

7条では、行政庁は遅滞なく審査を開始する義務を定めるとともに、申請の形式上の要件に適合しない場合は、審査を継続するのか打ち切るのか、申請者に対し、速やかに明らかにしなければならないという規定でございます。

8条では、許認可等を拒否する場合には、行政庁は理由を提示する必要があるというものがございます。

6ページをお願いします。9条は、「情報の提供」ですが、審査手続中に申請者に対して進行状況、処分時期の見通しなどの情報の提供を行うよう努めなければならないとしております。

「公聴会の開催等」、第10条でございますが、申請者以外の利害関係人の意見を聞くため、公聴会の開催等の努力義務を定めております。

11条「複数の行政庁が関与する処分」ですが、関係機関が相互に連絡をとり、申請の迅速処理に努めるべきことを規定したものでございます。

次に、第3章「不利益処分」ですが、12条で処分の基準を定めております。1項で、どのような場合に不利益処分となるかなどの基準を策定し、これを公にするよう努めなければならない。また、2項で、処分基準はなるべく具体的なものにしなければならないという規定でございます。

13条1項ですが、不利益処分をしようとする場合は、処分の名あて人に対して意見陳述のための手続をとる必要がある。この手続は具体的には1号の「聴聞」と2号の「弁明の機会の付与」ということ、この2種類に分けられるということでございます。2項では、意見陳述のための手続、つまり聴聞、弁明手続の適用除外について規定しております。

14条ですが、不利益処分を行う場合には名あて人に対して、緊急の場合を除いて理由を示さなければならないということになっております。

8ページをお願いいたします。第2節の「聴聞」ですが、15条1項ですが、聴聞を行うに当たっては、不利益処分の名あて人に対して、あらかじめ1号から4号までの事項について文書で通知することとなっております。2項では、1号、2号の内容を通知の文書上にあわせて教示することになります。3項は、名あて人の所在不明の場合の送達方法について定めております。

16条1項ですが、当事者は代理人を選ぶことができる。2項から4項まで代理人に関

する規定を設けております。

9 ページをお願いいたします。17条1項は、聴聞手続には当事者ばかりではなく、不利益処分の根拠となる条例等に照らし、当該不利益処分につき利害関係を有すると認められる者も許可を得て参加することができる。また、2項及び3項で代理人の選任等について定めております。

18条1項は、当事者等は聴聞の通知から終結までの間、行政庁に対し、事実を証する資料の閲覧を求めると、文書等で閲覧規定を設けています。2項で閲覧請求権を、3項は閲覧の日時、場所の指定についてでございます。

19条、聴聞の司会役を主宰者と呼びますが、主宰者には行政庁が指名する職員、その他規則で定める者が選ばれる。ただし、公正を期すため、聴聞の当事者、参加人、その配偶者など一定の者は聴聞を主宰できないとしております。

10ページをお願いいたします。「聴聞の期日における審理の方式」。20条1項で、職員に、予定される不利益処分の内容、根拠条例等の条項、原因となる事実を手続の冒頭で説明する。2項で、当事者、参加人は証拠書類等を提出したり、許可を得て職員に質問をすることができる。6項で、聴聞は原則として非公開で行われるようになります。

21条で、聴聞の日に出頭できなくても、陳述書等を提出できる。また、2項で、出頭した者に対し、陳述書等を提示できるとしております。

22条、当事者等の意見陳述等が尽くされていないと判断されるときなどは、期日を指定し、聴聞を続行できるよう措置ができ、また、2項で、施行期日の通知、3項で、当事者または参加人の所在不明の場合の送達方法について規定しております。

次に、23条は、当事者が聴聞に係る権利、手続を放棄したとみなせるような場合などの聴聞の終結を明確にするため、そのような場合の聴聞の終結について規定しております。

24条で、主宰者は聴聞の記録として審理の経過を記載した聴聞調書と主宰者の意見を記載した報告書を作成し、行政庁に提出しなければならないとしております。4項で、当事者、参加人は聴聞調書と報告書の閲覧を求めるとしております。

25条は、聴聞終結後に不利益処分の原因となる事実について行政庁が判断を左右し得る新たな証拠書類等を得た場合などは、公正を確保するため、主宰者に対し、提出された報告書を返還して聴聞の再開を命ずることとしたものでございます。

12ページをお願いいたします。「聴聞を経てされる不利益処分の決定」、26条ですが、

聴聞調書及び報告書を十分に参考にしながら不利益処分をするかしないかを最終決定するという規定でございます。

続きまして、第3節「弁明の機会の付与」ですが、27条で弁明の機会の付与の方式を整備し、その規定を設けております。

28条では、行政庁は弁明書の提出期限までに、1号から3号までの項目に関して書面による通知を行わなければならないとしております。

29条では、弁明の機会の付与の手続については聴聞に関する手続の規定が準用されております。

次に、第4章「行政指導」ですが、30条1項では、行政指導に当たる者は行政機関の任務、所掌事務の範囲を逸脱してはならず、指導内容が相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意する義務があるということ。また、2項で、指導に従わないことを理由に相手方を不利益に取り扱ってはならないというものでございます。

13ページをお願いいたします。次の31条は「申請に関連する行政指導」について定めております。

32条、「許認可等の権限に関連する行政指導」でございますが、行政機関が処分権限を行使するに当たっては、地位を利用して指導に従わせるようなことをしてはならないと規定しております。

33条1項、行政指導を行う場合は、相手方に対して、行政の趣旨、内容、責任者を明示し、2項で、相手方から要求があった場合は、支障がない限り、書面を交付しなければならない。また、3項では書面の交付義務のない場合の規定を設けております。

34条では、一定の行為を行うものに対しては、だれであろうと同種の行政指導を行うような事項を定め、支障のない限り、公表しなければならないという条文でございます。

35条、「届出」でございますが、届出書の記載事項に不備がなく、必要書類が添付されているなど、形式上の要件が整っていれば、書類を事務所に提出することによって届け出が完了するということとなります。

附則としまして、この条例は平成14年4月1日から施行するものでございます。2項から4項までは「経過措置」、また、行政手続条例制定による関連の改正としまして、5項では「印鑑条例の一部改正」、6項で「税条例の一部改正」、これは適用除外でございますが、掲げております。以上で行政手続条例の説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しま

す。桑原君。

○4番（桑原）3点ばかり質問いたします。まず第1点、この条例は行政手続法に基づいて制定すると言っているわけです。ご案内のように、平成5年法律第88号でもって制定されたんです。8年間制定されなかったわけですね。これは、今になって制定するのは何か理由があるのかどうか。それと、この間、この手続法に関する条例がないのに、どういうやり方で海田町は手続関係のことを行政執行してきたのか、それがまず第1点。

それから、第2点、不利益処分のこと書いてあります。条文で言えば第3章の12条以下が書いてあるわけです。これで、不利益処分が一番問題になるのは、強制執行とか強制収用の関係だと私は思うんです。この関係がもし適用除外であればどの条文で読むのか。その辺、強制執行とか強制収用に関することとこの不利益処分との関係をご説明願いたい。

3つ目には、第1条に戻ります。その今申し上げた第2点の質問と関連するわけですが、第1条の第2項で、「他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる」と書いてあるわけです。他の条例だけなんですけど、ここに法律がないのはなぜか。その点、第3点目は2点とも関連しますが、3つの質問についてお答え願いたいと思います。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）まず1点目でございますが、長い間、法ができて条例がなかったのはなぜかというご質問でございますが、この間、地方分権とかいろいろありまして遅れておりましたけど、なぜ今になってこの条例が要るのかということでございますが、やはり住民の皆さんの権利、利益を守るためには早急に条例制定していかなければならないというようなことで今回上程させていただいたわけでございます。

それと、不利益処分でございますが、強制執行とか何とかいうことでございますが、どの条例で読むのか。これにつきましては、町条例で強制執行するような事例が出ておりませんので、それぞれの法の方でやれるものと考えております。

それと、他の条例適用除外でございますが、法がないのはなぜかと。これは、行政手続法の方を優先しまして、条例に該当するものにつき条例で適用していくというようなことで、今回、法の方は法で対応するようになっております。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）条例が必要だというのはわかるんですよ。なぜ8年間もほうっておいたの

かということ、その理由を聞いているわけですから。ちょっと珍しいんですよ、これ。ほかの市町村では早急にもう決めているんでしょう、これ。それなのに海田町はなぜ8年間ほうっておいたのかなというのを聞きたいんですよ、理由を。そして、それまでの間は何でやっていたんですかということをするんですよ。だって、行政手続といたら行政の基本法じゃないですか。だから、その辺、問題をすりかえてもらっちゃ困るんです。

それと、今の不利益処分というのは、町民はもちろん、権利の問題で一番問題になるんですよ。だから、そのときに強制執行、今おっしゃったのは、強制執行とか、それは法律に書いてあるんだからそれを適用してくればいいと言う。それなら、この条例の中の何条で適用するようになっているのかというのを聞いているわけですから、それを答えていただきたいんです。

だから、1条に返って、なぜ法令というのがないのかねというのが関係するわけですよ。今、課長がおっしゃったように、強制執行の関係は条例にはないから、法令にあるんだから、その方を適用すればいいじゃないかとおっしゃるのなら、ここの第1条の第2項に法令というのを入れておけばもう問題はないわけですよ。その辺はどうですかという、3つの質問をしたわけです。だから、2点と関係ありますよというのはそういうことを言っているわけで、問題をすりかえてもらっちゃ困ると思いますので、もう一度回答をお願いします。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）長い間、この条例制定をほうっておいたと、今まで何をやっておったかなということですが、今、それぞれの条例で基準とか何とかを定めたもの、定めないもの、ばらばらでございました。それぞれの担当課で基準というものは持つておったと思いますが、ばらばらであったものを、今回皆様方に広く周知していくということでございます。長い間ほうっておいたということにつきましては、非常に苦しいわけなんですけど、ほうっておくべきものではなかったのではないかとというのは今になっての反省でございます。

それと、不利益処分でございますが、3条の方で適用除外、4条で国の機関に対する適用除外が掲げてあります。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）どう言っているのかな。遅れたのは怠慢ですかね、もう。怠慢なら怠慢と

言ってくださいよ。じゃ。この行政手続法に、これ、5年に制定されて、今まで各条例に基づいてやっていたことがこの法に触れるようなものはなかったというように解していいわけね、今の答弁から言えば。本当にそうなのかどうか。それなら初めからそういうふうにちゃんと回答してください。

それと、今の不利益処分。それは何条の何号で読むんだと言ってもらえればいいんですよ。別にどうだこうだじゃない。はっきりそう言って聞いているんだから、そういうふうに答えてください。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）はい。それでは、なぜほうっておいたか、何でやっていたか。要するに、今までの条例で対応しておったということで、その対応していく上で何も不都合はなかったかと言われますと、住民の皆様にはそのような権利、利益に関する部分でご不満があったかとは思いますが、条例では対応できておったと考えております。

それと、不利益処分でございますが、4条を適用しております。

○議長（河野）ほかにございませんか。佐中君。

○16番（佐中）16番、佐中です。私も聞いてみようと思ったんですけども、新しいこうした条例が出てきたわけですけども、これまで支障があったのかどうかですね。この条例をつくることによってどれだけ権利や利益が守られるのか、例を挙げて説明いただければいいんですが、盛んに権利や利益を守るという課長の説明がありますので、どれだけ前進するのかどうか、それをお尋ねするわけです。

それから、資料の中に、1ページですけども、審査基準であるとか、標準処理期間であるとかいう、その中に1つには「具体的基準を定め」というのがあるわけですね。その下に「定めた場合は」あるいは不利益処分の中で「具体的基準を定め」というのがあるんですが、これはどこで定めるんですか。要綱とか規則とか、そういうことで、執行部だけでそれを定めて、それで事務を執行されるのかどうかお尋ねをするんです。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）新しい条例でどれだけ効果があるのかということでございますが、今までそれぞれの申請につきましては、それぞれの課でばらばらでございました。それを統一した基準を定めて、皆さんに公表していくというようなことでございます。

それで、「具体的な基準を定め」ということでございますが、これは、基準について窓口なりで公表していくということになります。これから3月まで3カ月ありますので、

そこらあたりを精査しまして、基準策定とか、いろんな処理機関とかを整備していかないといけないと考えております。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）これから基準を定めるということなんですが、もちろんこの条例の範囲の中で基準を定められると思うんですけども、しかし、その定めによっては住民に不利益になる場合が出てくるのではないかと思うんです。例えばさっき言われました強制執行であるとか、それから、税法で言うと、地税法の中でいろいろ執行部に対する緩和処置というのですか、そういうふうなものを勝手に定められたら、この条例の意味がなくなってくるんですが、その問題についてはどのようにされるのか、お尋ねをします。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）先ほどの基準、不利益になる強制執行とかいう例を挙げてされましたけど、強制執行を今考えられるのは町営住宅で家賃を滞納したりとかいうことが考えられると思うんですけど、そのような場合は、当然この条例でなく、借地借家法とか、公営住宅法とか、そっちの方が適用されると思います。

それと、税等の適用で強制的に定めて不利益になるのではないかということですが、税の方は先ほど附則の方で適用除外ということで、国税徴収法なり、そっちの方を適用していくことになります。

○議長（河野）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第45号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第45号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第45号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第3、第46号議案、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求

めます。町長。

○町長（加藤）第46号議案、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。一般職の職員の給与改定に準じまして、議会の議員の期末手当の支給割合を改定するものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）それでは、第46号議案、議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。資料2の1「新旧対照表」と2の2「概要」もあわせてご覧いただきたいと思っております。国の人事院給与勧告及び国家公務員の給与改定に準じて支給割合を改定させていただくものでございます。基本的には年間3.6カ月分支給していた期末手当を0.05カ月分引き下げ、年間支給額、月額を3.55月分とするものでございます。

改正条文ですが、第5条2項中、12月支給分「100分の160」を「100分の155」に改めるものでございます。

附則の第1項で、この条例は公布の日から施行するもので、第2項で平成13年12月1日から適用するという規定でございます。

3項では、期末手当の額の特例を定めております。前項でこの条例の適用は13年12月1日からとしておりますが、12月支給分の期末手当は本日支給しておりますので、本来12月支給分の期末手当の支給率は1.55カ月であるものを従来どおり1.6カ月支給するという規定でございます。

次に、4項ですが、平成14年3月に支給される期末手当は0.55カ月支給するものでございますが、3項で説明いたしましたとおり、12月支給分で引くべきものを引いておりませんので、3月支給分で調整を行い、0.55カ月分を控除した額にするという規定でございます。

次に、5項ですが、期末手当の内払い規定でございます。以上でございます。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第46号議案について採決をいたします。お諮りいたします。

第46号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第46号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第4、第47号議案、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第47号議案、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。一般職の職員の給与改定に準じまして、特別職の職員の期末手当の支給割合を改定するものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）第47号議案、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてご説明をいたします。資料2の1の「新旧対照表」をご覧くださいと思います。この条例は町長、助役、収入役にかかわるものでございます。第5条第2項中、12月に支給する期末手当について「100分の215」を「100分の210」に改め、0.05カ月分の引き下げを行うものでございます。

附則でございますが、先ほど説明をいたしました議会の議員の報酬改正条例と施行期日、期末手当の額の特例等は全く同様の改正でございます。以上でございます。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。住吉君。

○13番（住吉）100分の210に改めるわけですが、一般職員と比較して、勤勉手当がこの特別職にはないので、その分だけ215になっておると思うんです。議員も一般職員も期末手当については100分の10です。ということですが、それは勤勉手当がない分だけこれを考慮しておられるんだと思うんですが、差し支えなければ、特別職の12月分の期末手当について、額を説明していただきたいと思います。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）申し訳ないんですが、資料を持っておりませんので、また後ほど答え

させていただきたいと思います。

○議長（河野）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第47号議案について採決をいたします。お諮りいたします。

第47号議案については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第47号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第5、第48号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第48号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。国家公務員の給与改定に準じまして、本年12月1日から職員の期末手当の支給割合の改定及び特例一時金を支給するものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）第48号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。資料もあわせてご覧いただきたいと思います。例年のことですが、本町の給与改定は人事院の給与勧告等に基づき改定するものでございます。本年度の給与改定のポイントは、期末手当を0.05カ月分引き下げる、給料表の改定を行わない、官民給与の較差に見合った一時金の支給の3点でございます。

条例改正の内容でございますが、第15条第2項中の期末手当の額ですが、12月支給分「100分の160」を「100分の155」に0.05カ月分引き下げるものでございます。また、同条第3項中の再任用職員に対する適用規定も同じように「100分の160」を「100分の155」に改めております。

次に、条例附則でございますが、人事院勧告では官民較差分の給料表の改定は行わず、暫定的な特例一時金の支給で対応しております。これにより、次の5項を加えております。

12項ですが、特例一時金の支給基準日を定めたものでございます。

13項で特例一時金の額3,756円を定めております。1号、2号では、満額支給しないものの規定でございます。

14項は育児休業中の職員について定めた規定でございます。

15項は特例一時金の支給に伴い、関係の条文の読替規程でございます。

16項で、支給に関し、必要事項は規則で定めるという委任規定でございます。

続いて、改正条例附則でございますが、この条例は公布の日から施行し、第2項で、平成13年12月1日から適用するものでございます。

3項から5項までは議員の報酬改正条例と同様でございます。この改定によりまして、期末手当の引き下げと特例一時金の支給によりまして、年間平均1人当たり約1万6千円の減額になるものでございます。以上でございます。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第48号議案について採決をいたします。お諮りいたします。

第48号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第48号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第6、第49号議案、海田町給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第49号議案、海田町給水条例の一部を改正する条例の制定について。水道事業の経営基盤を強化し、健全な経営を維持するため、水道料金を改定するものでございます。今回の改定は現行の水道料金を17.9%引き上げるものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（河野）庶務課長。

○庶務課長（新浜）それでは、海田町給水条例の一部を改正する条例につきまして、ご説

明申し上げます。

まず、改正の提案趣旨でございますが、本町の水道事業は昭和25年に給水を開始して以来、町勢の発展に伴い増加し続ける水需要に対応するため、施設の拡充、整備に努め、現在、水道普及率が98.6%に達し、ライフラインの中核として町民生活や社会経済活動に欠かすことのできない重要な基盤施設となっております。こうした中、利用者のニーズも多岐にわたり、とりわけ水道水の安全性、安定性に対する関心は一層の高まりを見せております。今後は、拡張時代に建設し、老朽化の進む施設の更新や、芸予地震をも踏まえた災害対策、安定した水量・水圧を維持するための配水管網の整備について、収入増加には直接結びつかない事業展開ではございますが、これらの施策を計画的に推進し、給水の安定性を確保し、水質管理体制の強化を図り、安全性の維持、向上に努める必要がございます。

一方、水道事業を支える財政につきましては、昭和61年4月に水道料金を改定して以来、実質15年もの長きにわたり、現行料金を維持してまいりましたが、平成初期のバブル崩壊後の長引く景気の低迷や節水意識の浸透によりまして、年々水道料金収入が減少いたしております。その中で浄水場管理の一部委託やパソコンの自己導入などにより、維持管理費の削減に取り組みましたが、このままでは今年度以降の赤字は避けて通れない非常に厳しい状況となっております。今後におきましても、水道料金収入は主に大口需要者を中心として業務用の水量が減少し、原価に達しない、料金単価の安い一般用水量を増加することで、当分の間減少するものと見込まれます。

また、支出におきましては、整備計画を着実かつ円滑に実施していくための財源となる企業債の支払い利息が増加するとともに、施設の補修費や動力費などの維持管理費はいずれも安定給水のためには大幅な削減が困難なものとなっております。

こうした中で、引続き安全でおいしい水を安定的に供給するとともに、災害に強い高水準の水道を構築するために経営基盤を強化し、財政の健全化を図る必要があることから、平均で17.9%の改定をお願いするものでございます。

詳細につきましては資料でご説明いたします。資料4の「水道料金改定説明資料」をお願いいたします。1ページから3ページにつきましては、ただいまお話しいたしましたことを記述してございます。

それでは、4ページをお願いいたします。「水道料金改定案の要点」でございますが、第1点目は、料金算定期間を平成14年度から18年度までの5カ年とするものでございま

す。

2点目でございますが、1月に10立方メートル以下の少量使用者が増加していることを考慮いたしまして、今まで10立方メートルでありました基本水量を8立方メートルに引き下げ、基本料金は据え置きました。

3点目、湯屋用につきましては、町内で1件該当がございますが、公衆衛生上の本来の目的が失われ、娯楽施設の要素が多分がございますので、基本水量をなくし、一般用料金に近づける料金体系といたします。また、名称を公衆浴場用に改めます。なお、改定率がかなり大きくなりますので、経過措置といたしまして、1年間は1立方メートル当たり70円を60円とさせていただきます。

4点目でございますが、先ほども述べさせていただきましたとおり、業務用の使用水量が極端に減少していることを考慮いたしまして、使用を促す目的により、業務用の改定率が結果的に11.8%と低くなっております。

5点目のメーター使用料につきましては、現行の使用料で原価を十分に回収できていますので、据え置きとさせていただきます。

6点目の福祉減免制度につきましては後ほど説明させていただきます。

7点目のコンビニ収納につきましては、24時間365日支払いが可能であり、料金の早期回収並びに収納率の向上が見込まれるため、来年度中を目途に導入したいと考えております。

続きまして、5ページをお願いいたします。「水道料金改定(案)」でございますが、先ほど改正案の要点で触れたことと重複することになるかと思いますが、ポイントを説明したいと思います。まず、基本水量でございます。一般用、業務用とも基本料金は据え置いておりますが、基本水量を10立方メートルから8立方メートルに引き下げております。8立方メートルまでの1立方メートル当たりの単価は上がっておりますが、1カ月8立方メートルまでしか使用されない方は水道料金の値上げはないこととなります。弱者に非常にやさしい料金改定となっております。

また、超過料金につきましては、一般用、業務用とも各段階で一律20円の改定をしております。つまり、使用水量段階が高くなればなるほど単価の改定率は低くなっております。また、業務用の改定率を抑えることで、今まで業務用で大部分を負担しておりました原価割れの部分をみんなで負担を分け合ってもらおうとするものでございます。

次に、湯屋用でございますが、先ほど申しましたとおり、基本水量をなくし、1立方

メートル当たり70円といたしております。

臨時用、プール用につきましては、改定率を10%以下に抑えております。以上によりまして、全体の改定率は17.9%となっております。

続きまして、6ページをお願いいたします。ここには年間給水量等の平成9年度から12年度までの実績、13年度の見込み及び14年度から18年度までは予定を掲載いたしております。なお、14年度以降の予定につきましては、上位計画であります第3次海田町総合基本計画との整合性を保つように作成いたしております。

続いて、7ページ及び8ページに現行分の財政収支計画を載せております。7ページをお願いいたします。平成13年度の欄の中ほどに、税抜き純利益△の761万8千円というのがあると思いますが、13年度には761万8千円の赤字になると見込んでおります。

続いて、8ページの税抜き純利益のところをご覧くださいと思います。中ほどでございまして、現行の水道料金でまいりますと、ご覧のように、赤字が18年度まで続く見込みで、14年度から18年度までの赤字合計は2億3千万円程度と推計いたしております。

一方、9ページをご覧くださいと思いますが、改定後の財政収支計画では、税抜き純利益は合計で約1億2千万円の黒字となっております。純利益がなくなりますと、つまり赤字になりますと建設資金を内部に留保できませんので、資金不足の状態になり、計画しているもろもろの施設整備が資金面で実行不可能となりかねません。

続きまして、10ページには水道施設整備等基本計画に基づきまして策定いたしました年次計画をお示ししております。総額で約46億円。14年度から18年度の料金算定期間で約32億円を予定しております。主な内容は浄水場の改修関係が約16億円、配水池新設関係が約6億5千万円、管網整備関係が約9億円となっております。

次に、11ページの「福祉減免制度の導入」についてでございますが、減免対象範囲につきましては表のとおりでございます。平成14年4月1日を施行予定といたしまして、水道料金の基本料金相当額及びメーター使用料相当額を減免することとしております。なお、減免要件につきましてはおおむね広島市に準じたものを考えており、関係各課と協議し、平成14年度の当初予算までには必要事項等を決定してまいりたいと考えております。

続きまして、12ページから23ページまで参考資料を掲載しております。12ページには年間配水量と年間有収水量の推移を、続きまして、13ページには1日最大給水量及び1日平均給水量、14ページには一般用と業務用の有収水量、15ページには給水原価と供給

単価の実績及び予定を掲載いたしております。また、16ページから20ページまでは水道料金の変遷を載せております。

続きまして、21ページから23ページまでは県内の市町の水道料金比較を載せております。21ページをお願いいたします。ご覧のように、海田町の水道料金は、改定後におきましても県内でも最も低い部分に位置しております。なお、広島市の1カ月の20立方メートルの水道料金は現在2,088円となっておりますが、14年度の4月からは約2,300円程度になるものと思われまます。広島市さんも水道料金の改定を12月の議会に提出されているようでございます。

続きまして、23ページをお願いいたします。近隣市町等の家庭用1カ月20立方メートル使用した場合の水道料金比較をグラフで表しております。全国平均で3,038円、県平均で3,521円、最低で海田町の現行料金1,596円、最高で5,280円となっております。

次に、資料3の新旧対照表によりまして、給水条例の一部改正案の内容につきましてご説明申し上げます。資料3をお願いいたします。今回の改正は給水条例第23条の表中、一般用の項目の基本水量、1世帯「10立方メートルまで」を「8立方メートルまで」に、超過料金「8立方メートルを超え10立方メートルまで」を新たに加え、1立方メートルにつき90円とし、80円を100円に、100円を120円に、110円を130円に、130円を150円に、140円を160円に、160円を180円に改め、業務用の項目の1事業所「10立方メートルまで」を「8立方メートルまで」に改め、超過料金「8立方メートルを超え10立方メートルまで」を新たに加え、1立方メートルにつき110円とし、100円を120円に、130円を150円に、140円を160円に、170円を190円に、200円を220円に改め、また、湯屋用の欄を削り、24条中「280円」を「300円」に改め、25条中「110円」を「120円」に改めるものでございます。また、第25条に第2項を設けまして、公衆浴場といたしまして1立方メートルにつき70円を徴収する規定を加えております。

次に、給水条例の附則につきましてご説明申し上げます。第49号議案の附則をご覧くださいと思います。第1項は、施行日を平成14年4月1日といたしております。第2項は、平成14年4月1日以降のものについて改正条例の適用をする旨を定めております。第3項及び第4項につきましては、料金改定に係る料金算定について定めてございます。

資料4の最後の24ページをご覧くださいと思います。一例といたしまして、平成14年2月5日から4月4日までの改定日前後にまたがり、2カ月間40立方メートル使用

した場合の水道料金の算定方法を示しております。まず、旧料金対象の2月5日から3月31日までは55日ございます。新料金対象の4月1日から、検針日の4月5日の前日、4月4日までは4日ございます。全体の日数は合計で59日ございます。旧料金で40立方メートルの料金は2,920円で、旧料金に係る日数が55日ですので、これに59分の55を掛けますと2,722円3銭となりますが、1円未満を切り捨てて2,722円となります。新料金で40立方メートルの料金は3,680円で、これに59分の4を掛けますと249円49銭となりますが、これも1円未満を切り捨てて249円となります。2,722円と249円を加えますと2,971円となり、これに消費税及び地方消費税を加えるために1.05を掛けますと3,119円55銭となり、これも1円未満を切り捨てて3,119円の使用料となるものでございます。以上で、水道料金改定に係る料金算定につきまして、説明を終わらせていただきます。

議案に戻っていただきまして、附則第5の公衆浴場用の料金、この料金を平成14年度中は1立方メートル当たり60円とし、15年度から70円とするものでございます。

以上、給水条例の一部改正の説明を終わらせていただきます。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。佐中君。

○16番（佐中）ちょっとお尋ねしますけれども、上水道は企業会計になっておりますが、この職員の定数、多分管轄は建設省で、今は国土交通省だと思うのですが、この基準から見て職員の定数はどうなのか。また、いろんな基準があるけれども、それに合わせてどうなのか。

それからもう一つは、佐藤部長の給料はどこから出ておるのか。下水道なのか上水道なのか。

それから、先ほど給水量が全体として減っておると。これは企業のそういう意識もあるろうし、住民の意識もあるという説明がありましたけれども、これほど下水道が普及すれば水道料が、量がかさむと思うんです。それを見通して料金を設定すべきでありますけれども、この点はどのように設定されたのか、お尋ねをします。

○議長（河野）庶務課長。

○庶務課長（新浜）まず、定数のご質問でございますが、現在、海田町の水道事業の定数は21名となっております。現在、正職員はそのうち14名で運営しておりますが、国土交通省とか、そういうところからも定数の管理につきましては別段何のあれもないのですが、ただ、事業規模に合わせまして、海田町の場合、14名でやっておるんですが、ど

うしても必要最小限の程度に今現在はおさめているというような状態でございます。

それと、部長の給料につきましては、現在は水道会計の方から全額支払っておりますが、来年度からはちょっと協議しまして、下水道の方に幾らか負担してもらうようになるかもわかりません。

それと、給水量が減少しているということでございますが、それと下水道の普及と関係があるんじゃないかというようなご質問だと思いますが、私どもの考えでは、下水道の普及に伴いまして給水量が減っているのではないかと。といいますのは、下水道料金というのは水道のメーターによりまして料金を算定いたします。その関係で水道の使用量をぐっと抑えて、下水道料金を少しでも低くしようというようなことをされているのではないかと思います。そのために、かえて下水道料金の普及に伴いまして、水道の使用量が減っているというような状態だと思っております。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）町長は企業会計の管理者ですけれども、職員の定数は今21名でしたか。もう少し改善をされて、極力そういう企業会計の健全化のためにこれから努力される気はないのか。もちろん定数はそれなりの根拠があって定めておられると思うんです。安全で安定した供給をされるのも当然のことですけれども、一般の企業から見て、職員を減らすことが私はベターではないと思うけれども、しかし、その努力が必要だと思うのです。その辺はどうか。

それからまた、指摘をされて佐藤部長の給料を今から上水道から下水道の方に話をしてみる。今、値上げの根拠になっているのが多分それも含めてなっておるんだと思うんです。これはもうちょっと改善をする必要もあるし、値上げをしようと思えばそれなりの努力が必要なんです。なぜそれができないのか、お尋ねをするんです。

それから、下水道が普及して、むしろ給水量が減っておるのではないかと。しかし、今までは各個人が簡易の上水道を持っておったからそうかもしれませんが、これからやる事業については、いわゆる昔のくみ取り型便所、俗にぼットン便所とか言いますが、どうしても今度は水洗になれば上水を使うわけです。ここら辺も計算をしながらやっていかないと、先ほどから聞くと、何かむしろ減るといって、「だと思ふ」という答弁は、私は値上げする根拠の基準、係数がはっきりしていないから、そういうご発言になるんだと思うんですけれども、その根拠を示してください。以上です。

○議長（河野）上下水道部長。

○上下水道部長（佐藤）まず、私の給料の負担方法でございますが、当初、私が水道に移ったときにその話がありましたんですが、当初はまだ黒字が出ているという形の中で、私のは水道で持ちましよう、こういう形になったわけでございますが、それから出てまいりまして、これはもう危なくなってきたところから、今年のことなんですが、初めから、今年度の予算でも半分ぐらい持ってもらえんかどうかと、こういう話。昨年の10月から水道と下水道が一緒になりまして上下水道部になったわけでございますが、その時点から、何とかならんかどうかというのは一般会計の方へはお話ししておりますのですが、今年度に当たりまして、料金改定のところでもう一度その話を今進めておるところでございます。

それから、職員の問題でございますけれども、21に対して14という形の中で、21のときには最大の形の中で、61年の拡張期のところの工事の関係なんか、そういうこともあったと思います。そういう形で21という形になってまいりましたけど、実際、現員は浄水場に3名、それから水道の工事をする方で6名、それから庶務の方、庶務課は下水道と水道が一緒になっております。下水道の方が庶務課長を含めて4名、それから下水道が2名の、要するに庶務課が6名という形になっておりますけれども、給料の支払いの問題ですけど、職員については下水道と上水道がはっきりしていますが、課長と私の部分については両方を見ているという形の中で、私と課長の給料の部分半分ずつぐらい見てもらえんかどうかと、こういう協議をしております。

それから、下水道の普及により上水道の使用量が減ってくると。これは、佐中議員さんが質問の中で指摘をされましたけれども、これまでは浄化槽を使っている家庭が随分多くて、浄化槽を使っている方、それからマンション、それらの方は浄化槽のために、水道料を使っても下水道料金は負担がなかったんですが、今度は下水道をつないだことによりまして、その下水道料金がかかってくる。環境の問題では大きく変わるんですが、個人の生活にはほとんど変わりがない、そういう形の中で一挙に倍以上に上がったと、こういう形の中で制限されてきたと。それからもう一つは、何年か前からの分の中で、限られた資源を大切に、節水意識は本当に浸透してまいっております。金曜日の全員協議会の中でも、事故を起こした中で海田町の水道はびくともしないというような話をいたしました、県水を頼らずに、海田町の本来の水で十分賄えるんでございますが、もっともっと使っていただきたいんですが、そんなには伸びてこない。今後とももう少ししばらく、特に、ただ、もう少ししばらくと申しますと、今現在認可をいただいております

砂走、国信、このあたり、それから畝、それから瀬野川の右岸側、そこらを行きましても、やはり浄化槽のところが多いので、なかなか伸びてこないと、こういうふうに思っております。以上でございます。

○議長（河野）ほかにございませんか。西山君。

○8番（西山）数問、質問いたします。資料に基づいて質問させていただきます。集金制の廃止とあるわけですが、今、集金されている方は何名いらっしゃいますでしょうか。今、雇用が大変な中にまたこういった失業の方が町内から出られると大変なことになると思うんですけど、まず、集金体制の人員をお願いします。

それと、次に、5ページの「水道料金改定（案）」でございますが、実質、平均17.9%の値上げという答弁ですが、今まで10立方メートルまでが基本料金だったものを8立方メートルで、9立方メートルから10立方メートルの上げ率の方の伸び率はこの計算に入っておりませんし、業務用のやはり同じ8立方メートルから10立方メートルまでの伸び率は改定率に入っておりません。先ほどの公衆浴場用1件かもしれませんけれども、これは50%の改定率でございます。そういうものを外して、17.9%の改定率で正しいのでしょうか。

次に、資料22ページ「改定年月日」、海田町、平成9年4月1日。この表は消費税も特別消費税も入っていない。先ほど、10数年前ですか、20数年前に改定されたときの料金です。別に平成9年4月1日に改定年月日ではないんですが、これを記入された根拠。

次に、私、広島市も今回、本当に海田町に合わせて18年度までの間の改定をしているわけですが、その資料を取り寄せますと、同じ22ページの広島市の基本料金がこの表では625円になっておりますけれども、私が求めた資料によりますと、広島市の場合はメーターの口径で違うんですけど、家庭家事用で、13ミリ口径で現行が740円という資料を持っているんですけど、この違いは何でしょうか。

それと、前のページ、21ページ、「県内市町水道料金比較」の中に一番近隣である坂町と府中町が入っておりませんが、その坂町、府中町の水道料金は把握されておりますでしょうか。

それと、過去に、数年前から、海田町の水道料金設定は配管の工事とかいろいろで早く料金設定を上げてすべきじゃないかという発言がたくさんあったと思うんですけど、赤字になるから今回上げるという。そうしますと、今の年次計画を出されておりますあれを見ますと、別に平成14年度はそれほどの工事内容はございません。平成15年からは

随分現行の工事よりも新しい工事が入るような計画になっておりますけれども、平成14年度は新しく入る工事は1件ですね。受変電設備ですか。広島市が今回改定に至ったのは、随分の赤字が出た上に、本来ならば去年上げるべきものを、不景気で今年に延ばして18年度までの料金改定をするという、同じ定例会に提出をしている。これはたまたまであったのか。ただ、1点、広島市と同様の減免を入れるからという説明。平成12年度の水道会計の監査委員の報告にも料金改定のおいは一切しておりませんし、平成13年度町長施政方針の中にも、水道会計において料金設定の変更などみじんもうたわれておりません。なのに、なぜ今、改正なのか、その根拠を教えてください。

それともう1点、資料5ページの、平成13年度まで10立方メートルまでですけど、この段階ごとの料金を払っていらっしゃるパーセント、業務用も10立方メートルをはじめ100立方メートルを超えるまでの各層のパーセント、100に対してその使っているすべての階層のパーセンテージを提示ください。

○議長（河野）庶務課長。

○庶務課長（新浜）たくさんのご質問ありがとうございます。集金制の廃止でございますが、現在は9名の集金員が働いております。それで、手当につきましては、1件につき約200円程度、集金の場合にかかっております。また、口座引き落としの場合は10円で安価になっております。そのために、口座引き落としへの変更を計画しているところでございます。

それと、5ページの、改定率が入っていないということでございますが、これは比較するのが難しかったために、故意にこのようになっております。

それと、22ページの料金改定の件でございますが、改定年月日、海田町は平成9年4月1日となっております。これは、平成元年に消費税が3%添加されまして、平成9年に消費税及び地方消費税が5%法典化されております。そのため、この改定年月日を平成9年4月1日の5%分をここに記載しております。それで、この単価には消費税は乗っておりません。

それと、続きまして22ページでございますが、広島市が740円程度になると試算されておられるようでございますが、21ページに左側の10立方メートル使用の場合の広島市分が776円とありますが、740円にメーターの使用料30円等が含まれているものでございます。

それと、21ページに坂町と府中町が入っていないということでございますが、坂町と

府中町につきましては広島市の水道が行っておりますので、広島市と同一でございます。

それと、平成14年度は工事の量が少ないので、赤字が出るのはおかしいというようなご質問でございましたが、この工事につきましては損益計算書、いわゆる赤字とか黒字の計算には関係ないものとなっておりますので、損益計算書につきましては、人件費とか修繕費、動力費、そういったものと料金収入を比較して利益が出るか出ないかをあらかずものでございます。

それと、広島市が、赤字なのに今年、定例議会に料金値上げを上程しているということでございますが、やはり広島市さんも大分苦勞されているんだと思います。何年か前から赤字経営を続けておられますが、やはり企業努力によってそれをカバーしておられるんだと思います。

それと、17.9%の改定率が正しいのかというご質問でございますが、この17.9%の出し方といたしましては、旧料金で段階別の有収水量を掛けまして出したものを、新料金でやはりそれと同じように有収水量の段階別で出したものを割って17.9%の値を出しております。

それと、5ページの各段階のパーセントでございますが、0から8立方メートル、いわゆる基本料金でございますが、これが19.5%、これは件数でございます。それと、8を超え10立方メートルまでが4.8%、10を超え15立方メートルまでが17.7%、15を超え20立方メートルまでが19.2%、20を超え30までが24.5%でございます。それと、30を超え40までが8.9%、40を超え100までが5.3%、100を超えるものは0.1%となっております。続きまして、業務用でございますが、基本水量、0から8立方メートルまでが33.3%、8を超え10までが5.5%、10を超え20立方メートルまでが17%、20を超え30立方メートルまでが11.3%、30を超え40までが7.1%、40を超え100立方メートルまでが13.5%、100を超えるものが12.3%となっております。以上でございます。

○議長（河野）上下水道部長。

○上下水道部長（佐藤）庶務課長の方のちょっと補足をさせていただきます。先ほどの基本料金のところ、0から10を8から10で割った、あそこを消しておるのに変わらないかと。この分につきましては、総量をそれぞれに今言いました立米ごとの分の数量を全部やって、それを平均しておりますので、これは間違いございません。

それから、当町水道料金の値上げは広島市との料金改定と合わせて偶然かというようなことでございます。これは偶然でございまして、上げ方も、海田町の部分につきまし

てはこのたびの赤字分をみんなで負担していただこうと、そういうような形の中から、各段階、各層によって1立米当たりおおむね20円ずつと、そういうやり方をしておりますが、広島市はそうではございません。それに、広島市はこれから口径別というような新しい手法を少し入れております。そういう段階の中でこの部分は、我々の値上げにつきましてはこれまで再三議会の中でも、早く値上げして施設の整備をしてはどうかというような形の中で、これまでお答えしましたように、新しい構成計画ができ上がった段階で改めてその数字、5年間、これは、計画は13年から27年までの15年間の計画でございますが、その間で14年から18年の5年間で区切って、そして、その中の計算で最低の形の中で値上げをお願いしたということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（河野）西山君。

○8番（西山）先ほどの1ページ、集金制の廃止。別に振り込みにしたから安くなるとか、そういう質問はいたしませんでした。今どれだけ雇用、失業で悩んでいらっしゃる人がいる中で、この9名の方を、じゃ、どういう形で雇用なさるんですか。一人一人生活があるわけですね。行政改革かもしれませんが、その辺のお考え。

それと、5ページの公衆浴場用の50%の値上げ、8から10までが90円値上げ、業務用も値上げをしている。今、パーセントを聞きますと、ここを分けた理由がわかりません。19.5%、4.8%、33.3%、5.5%、この根拠は何ですか。それならまだ基本料金を10円でも改定するという方法でもありますね。これ、私、このパーセントがもっとあると思ったんです、この分ける理由には。こんな安易な方法をなぜとられるのか、その根拠。

それと、総合平均は絶対17.9%にはなりません。この50%を入れてみてください。それだけでも変わるはずですよ。「その辺は間違いありません」とよく答弁できるものだと思いますが。

それと、22ページの改定年月日。しかし、この表は昭和61年、料金改定をした数値ですよ。ここに消費税の料金が入っていますか。下に説明書きがあれば別ですよ。こんな無責任な表がありますか。

それと、広島市、基本料金625円になっていますけど、私、資料を求めた現行基本料金、13ミリの口径だと思えますけど、現行が740円、改定案が810円、差し引き70円、9.46%の改正率という資料を私は持っていますけど、それでもこの数値は間違いございませんか。広島市は赤字が累積をして、今回仕方なく値上げをいたしました。海田町は平成14年度に赤字が見込まれるから料金を上げる。それも今思うと、この説明資料を読むと切

実たる改定根拠が見当たりません。平成12年度の、先ほども申しましたけど、決算特別委員会で監査委員の意見書にも料金のことは触れておられません。もう一度言いますけど、平成13年度の町長の施政方針にも水道料金の料金のことは何ら触れられておりません。なぜ突如と出てくるんですか。その根拠をもう一度答弁をお願いします。

○議長（河野）庶務課長。

○庶務課長（新浜）広島市の水道料金の件でございますが、22ページに10立方メートルまでが625円の基本料金とありますが、これは広島市さんの平成9年4月1日現在の料金でございますので、これは改定案ではございません。改定案はまだ載っておりません。それと、21ページには広島市が776円となっておりますが、これは消費税と13ミリのメーターの使用料が入ったものでございます。

それと、集金制の廃止の件でございますが、9名の方をどうするのか、再雇用の道はあるのかということでございますが、現在のところ、まだそういう手当てを考えておりません。その分につきましては、今後協議して、なるたけ町の水道の仕事についていただけるように考えております。

○議長（河野）ほかにございせんか。上下水道部長。

○上下水道部長（佐藤）先ほどの料金の改定の部分でございますが、ここの料金の改定率は量で言っております。それぞれの改定率を掛け合わせた分じゃないんでございますので、使った量で何ぼ入ってきたか、これから先何ぼ要るかという形の中で、今現在何ぼ入ってくる、現行の形でいきますと5年間でどれだけ入ってくるか。だから、その部分を全部合わせて、平均で17.9%上げますよと、こういうことでございます。5年間で入ってくる収入、今の現行のままでいくとこれだけ入ってくるだろうと予想、それから、改定してきますと5年間でこれだけ入ってくる、この差が17.9%と、こういうことでございます。一つ一つの単位ごとの率を、これは料金の管理には意味がございせんので、そういう計算をしております。よろしゅうございせんか。

○議長（河野）ほかにございせんか。桑原君。

○4番（桑原）いろいろと水道料金の改定説明資料というのは何か立派なものをつくられて。ただ、この中身の推定の仕方というのですか、それについて、この資料に基づいてちょっとお聞きします。料金改定をやる場合、ご案内のように、赤字が出るということですよ。赤字をいかに補てんするかということ。その赤字自体が本当に正しいものかどうかということは今いろいろ話があるわけです。

それと、2番目には、それをいかに負担の配分をするかという値上げ率の問題ですね。その2つだと思っんです。

それで、第1点の赤字がどうかということ。それで、9ページにいろいろと平成14年から18年度の推計をなさっているわけです。ここにずっと収益が書いてあるわけですが、これが6ページに平成9年から13年度見込み、それで14年度から18年度の給水量とかが皆書いてあるわけです。そして、今の9ページの収益が一番影響するんじゃないかというのが、今説明がありましたように給水量だと思っんですよ。その給水量が確かに13年度まで減っています。それで、14年度まで減らしているわけ。それは15年度から増えているわけです。これ、収益のプラスマイナスの問題で影響があるんじゃないかと思っんです。だから、上げていくというのは、今、不景気で、るる説明があったように、不況のために業務用が落ちてきたとか。節水をするのは自由なんだから、そこまで言うのはあれでしょうけど、要するに、ここから上がっているわけですよ。これ、下がったらどうするんだろうと。ずっと不況のために。それが、この財政収支計画の中の給水収益が全部変わってくるんじゃないかということだね、もしそれがあれば。それがまず第1点。

それと、10ページに事業費が書いてあるわけです。今説明がありましたように、大体46億かかりますと。私が説明を聞くのがちょっとぼやっとしていたのかもしれませんが、これ、21年度までの分なのかどうか。46億に当たるものが。そして、それが9ページの営業費用、そういうようなものとの関係がどうなっているのかということなんですよ。46億というのがこの収支計画の中のコスト面で、23億9,590万8千円と書いてありますが、それとの関係はどうなのか。これ、多分14年度以降に入らないものがあるのかもしれませんが、ここは。それによって赤字がどうなるのかがちょっとわからないものだから、それをまず、収入の方がどうなるのか、収支の方はどうなるのか、赤字が本当にそうなのか、そういうことがまず大きな問題です。

それから2番目に、今度は配分です。この配分をやりますと、今、部長のご説明では各ランク別とか何かの5年間のアップ率を掛けたり、給水量に掛けたのと、従来の料金と給水量を掛けたものの分母・分子で割って17.幾らというような説明があったわけです。それはそうなんだけど、これ、よく考えてみますと、ランクが1つずつ増えたり減ったりしているわね。旧の方の一般用の方が6ランクあったのが7ランクになっていますよ。業務用は5ランクだったのが6ランクになって、ふろ屋さんの方の分がこれに載っ

ていなくなっちゃったね。こういうような状況で、なおかつ今の不況の時代だから企業に配慮してだと思っんですけど、大体下がっていますよね、各ランクごとに。それで、最後のところが200円が220円になっているわけです。それと、40立方メートルのが、170円が190円になっているわけです。初めの方は下がっているのね。これは、ランクによって差をつけられた算出方法のやり方というのをちょっとランク別に、どうしてこんな数字が出てきたのか、その辺を説明していただきたいと思います。まず、それをお願いします。

○議長（河野）庶務課長。

○庶務課長（新浜）7ページ以降の赤字が正しいのかどうかということでございますが、現在平成13年度の今12月でございますが、去年までと比べまして、業務用の収益が約1千万円程度下がっております。そういった関係から、この13年度には赤字になることはもう確実でございます。それにつきましては、見積もりをして正しい数値が出ているのではないかと思います。

それと、給水収益が平成14年から18年までは増えているが、もしこれが下がればどうなるかということでございますが、先ほども申しましたように、この推計につきましては上位計画をもとにしてつくっております。もし仮に給水収益、いわゆる有収水量が下がれば給水収益も下がってくるわけで、利益もどんどんどんどん下がってくると思われまます。

それと、10ページの、21年までしか載っていないがということなのですが、これは21年度以降27年までを予定しております。

それと、これによって赤字、いわゆる収益に関係するのではないかとということでございますが、これは、先ほども言いましたように、いわゆる資本的投資になりますので、損益計算には直接には関係ございません。

○議長（河野）上下水道部長。

○上下水道部長（佐藤）初めの推計の仕方でございますけど、先ほど総務課長が申しましたように、13年度は上記まで、過去からずっとの分をとってきて13年度を推計し、それから、その推計の形の中を延長したのが14年度でございます。それから、人口のところが海田町の上位計画である第3次総合基本計画1万5千となっておりますので、それに近づけるために、意識的に14、15、16、17は1%ずつ上げてきて計算していると。じゃ、それがどうなるかとおっしゃられますと、多分そうはならんだろうけど、それを入れま

すと、もっともっと上げなくちゃならなくなるから、ちょっと。それから、3年間といういろんな形のラインの中から計画としてそれを採用していると、こういうことでございます。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）ちょっと回答がすれ違いになっていると思うんですけど、私は今の赤字が本当に適正なものかどうかということについて、まず収益の方の部分とコストの部分の話したわけですよ。その1つは、収益を一番左右するのは給水量だろうということまで言ったわけ。だから、ずっと下がってきているのに15年度からまたずっと上がるというのはどういう見込みをなさったんですかと。ただ、この前の推計じゃありませんけど、1%ざっと上げるというのは、実績は下がってきているのに、理由もなしに1%に上げて、これ以上上がったらアップ率が高くなるからというのではちょっと難しいと思うんですよ。難しいというのは、理解をしてもらえないんじゃないかということなのね。それを言っているわけですよ。だから、給水量を15年からなぜこういうふうにするようにしたんでしょうかということなんです。もしそれが、給水量は今の14年度ぐらいのペースでずっと横ばいでいったらまだ赤字が出てくるわけでしょう。そうなった場合はどうするんでしょうかねということも想定して今申し上げているわけです。

それと、今度はコストの面です。今、収益の。コストの面がこの年次計画で46億かかると言っている。46億かかるんだけど、だから、9ページに書かれている赤字の部分との関係。ここにいろんなコストが出ています、営業費用とか資本的収支とか。これとはどう関係するんですかというのを言っているわけですよ。それは、資本的収支のことは関係ありませんとおっしゃるのはわかるけど、何のために10ページの苦労して書かれたデータが、この損益計算書というのか、収支計画の中に反映されているんですかと。見当たるような数字がないでしょう。だから、それはどうなのかねということ、それがわからないことには赤字がどうだこうだという説明にはならんのではないのと今言っているわけです。それがまず第1点。それは大きな質問事項です。もう一遍お願いしたい。

それから、2番目の負担率の配分。それは、今おっしゃったように、ランク別にいろいろと、値上げした場合と、従来の料金に給水量を掛けて、それで割ったら17.幾らになったとおっしゃるのは、それはわかりますよ。だけど、ランクを、5を6にしたり、6を7にしたりして、しかもふる屋さんの分を廃止したりして、それでどういうようにし

てランク別の値上げ率なり全体の値上げ率を算出なさったんでしょかねということを知っているわけでは、何も難しいことを言っているわけじゃないと思います。それは資料の上から、私はちょっとわからなかったから今知っているわけでは。

○議長（河野）庶務課長。

○庶務課長（新浜） 8 ページの赤字の件でございますが、これは先ほども申しましたように、損益計算には直接、工事費等は関係ございませんが、ただ、減価償却費とか、企業債の支払い利息がその工事をするによりましてかかってまいりますので、営業費用のところの減価償却費のところには、その減価償却費と、それと維持管理費のところには、その減価償却費の下の方に支払い利息及び取扱諸費というのがあると思いますが、その支払い利息が増えてまいります。そういった面で損益にかかわってきております。

それと、ランクが5から6、6から7になぜ増えたかというご質問でございますが、これも先ほど申しましたように、基本水量を今まで0から10までだったのを0から8、それと、8を超え10まで、そのランクが1つ増えたためでございます。

それと、その改定率につきましては、ここに水道料金の試算表があるんですが、これは全部年間の有収水量に旧料金の水道料金で計算したものを示しております。それによると、3億6千万円程度収入予定があります。それで、新料金でその有収水量分の料金を算定しますと4億3千万、それを割りますと17.9%の伸びが出たということでございます。

それと、5 ページの単価の改定率につきましては、ただ単純に、例えば一般用の10立方メートルを超え15立方メートルまでにつきましては100円割る80円というふうにして示しております。そういう関係で20円ずつしか上がっておりませんので、上になるほどその改定率は下がるものとなっております。以上でございます。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原） もう余りしてもしようがない。じゃ、収益の、給水量が……。そうかな、これ、1%やったことによって誤差が生じた場合はもうしようがないというわけね、将来。そういうものなんですね、この今の案というのは。不景気でそんなにもう上がらないと思うんですよ、実際は。それはしようがないとして、コストをもう一度お願いしたいんですけど、10ページに書いておられるんですよ、事業費が。工事名まで書いて46億要りますというのは赤字に全然関係ないと言われるのがちょっとよくわからないんですよ。やっぱり46億かかったんだから、この損益計算書というのが財務諸費の中に出てこ

ないとおかしいよね。何回聞いても、これは関係ないと言われても、赤字の、金がかかったと言っていて、収益がこうでございますと言っていて、1%伸ばしましたと言われて、収益の方はいいですよ。コストの方はちゃんとこうやって資料まで説明を書いて事業費が幾らかかりますと言っているのに、赤字には関係ありませんというのもちょっと理解できないんですけどね。

それと、もう一つの負担の反映のさせ方。要するに、ランク別に値上げ率が上がったり下がったりするという、それはもう結構ですから、それはどのようにして出されたのか。ランクがかけ違いになっているのに、ただ給水量というのか、ランク別に違っているから……。ちょっと理解できないんですけどね。ランクが違って、それを同一基準で比較して何%上がりましたというのはどのようにしてなされたのか。その計算方法でいいです。

○議長（河野）庶務課長。

○庶務課長（新浜）まず、先ほどご質問の改定率の問題でございますが、先ほど数字をお示しいたしましたのは各段階の使用水量に旧料金を掛けて、それを全部合計したもの、それに新料金で各段階の有収水量を掛け合わせたものを合計いたしまして、それを比較しております。それが、改定後では年間で4億3千万程度、現行料金では3億6,400万円程度、それを比較して17.9%という数字を出しております。よろしいでしょうか。

○議長（河野）それでは、休憩します。頭をゆっくり冷やしてください。再開は20分。

~~~~~○~~~~~

午後4時12分 休憩

午後4時22分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引続き本会議を再開いたします。桑原君の質疑に対する答弁からです。庶務課長。

○庶務課長（新浜）桑原議員のご質問でございますが、この6ページの年間給水量等の実績及び予定につきまして、15年度から18年度まで1%ずつ伸びているということでございますが、これはやはり予定でございますが、このとおりにはないかもわかりませんが、希望的要素が多分に含まれております。これによりまして、給水量の増加に伴いまして給水収益が増加してまいるということでございます。

それと、赤字に対する資本的収支の関係でございますが、9ページに、これは中ほど

になると思いますが、資本的支出の建設改良費で32億というのがございます。14年から18年度の間で32億の費用がかかるということで、これによりまして支払い利息並びに減価償却費等が増えてまいりますので、それが赤字につながるようになります。以上でございます。

○議長（河野）ほかに質疑がございませんか。国岡君。

○18番（国岡）水道料金の改定で、私はとにかく早く料金を上げて早く施設をやれということを非常に言っておったんでございます。それで、この財政計画を見ますと、18年度までほんまに金は一つも、18年度で、改良費積立金にしても純利益にしても1億円しか残っておらんですね、大体。それで、この年次計画を見ますと、18年度から配水池にかかるというふうになっておりますね。私はせめて来年度から計画に入るのかと思っておったんですが、配水池が18年度からかかる。もう4年間、まだ一つもいらわないということでございますが、どういうことで、その間にいろいろな浄水設備のことやら、途中でいろいろありますが、配水池がなぜこんなに遅くまで、18年度までかかれんのか、一番大事なことでありますが、ほかの施設が耐久年限が来てどうしてもやらにゃいけないので、配水池の方へ手が回らんということですか。そこは答弁してください。

○議長（河野）水道課長。

○水道課長（畠山）以前、今年の2月ですか、国岡議員の一般質問がございましたが、今のこの整備計画によりますと、配水池も必要なものではございますが、それ以前に蟹原浄水場の改修を早い段階でやっていきたいと考えております。それで、配水池の容量につきましても、以前12時間分必要であるという答弁もしておるわけでございますが、前回9月の議会で条例改正をしていただきまして、最大給水量が2万トンから1万6千に下げたこともありまして、時間的には12時間までには及ばないんですが、10時間余りの配水容量を確保できるような形になっておるために、一応順番的に言いますと、配水池の計画がこのような形になったものでございます。

○議長（河野）ほかに質疑がございませんか。宮坂君。

○9番（宮坂）4ページの（6）「漏水等その他の減免についても見直しを図ります」とあるんですけれども、これは具体的にどのように見直しをするんですか。

○議長（河野）上下水道部長。

○上下水道部長（佐藤）漏水の部分で、家庭なんかの場合で、地価漏水で見えない部分、本人でなかなか見つからなくて、こちら側の検診等でわかった場合、その場合は現在は

2倍以上を免除ということでございますが、広島市の方が少しやりいいので、その部分についても考えていきたいと、こういうことでございます。

○議長（河野）宮坂君。

○9番（宮坂）広島市のところがよくわからなかったんですけど、すいません、詳しく。

○議長（河野）上下水道部長。

○上下水道部長（佐藤）今の地下漏水等の減免の部分が広島市は2倍じゃなくて漏水量、海田町は現在2倍以上を免除しておるわけですが、広島市は通常の部分を超えた部分まで上がってきておるわけですが、その部分を免除する。海田町は2倍ですが、広島市は1倍を超えるものということで、少し差があるので、その辺もこれから検討してみたいと、こういうことでございます。

○議長（河野）宮坂君。

○9番（宮坂）確認させてください。今までは海田町は、2倍以上になった場合にはそれ以上は免除という形だったんですけども、広島市に合わせて、通常以上の漏水があった場合にはそれも免除になるという形でよろしいんですか。そうじゃなくて、広島市は1倍以上、通常以上のものの漏水は免除になると言われましたよね、今。そうじゃない……。だから、広島市に合わせて、漏水の方も、通常よりも多ければこれに関しても免除になるというふうに理解してもよろしいんですか。

○議長（河野）上下水道部長。

○上下水道部長（佐藤）そこまでは考えておらんわけですけど、2倍の部分を1.5以上とするか、1倍を超えるものは2分の1だけというふうな形にするか、そこまでまだ取り扱いにつきまして検討はしておりません。そういうことでございます。

○議長（河野）ほかにございせんか。前田君。

○12番（前田）12番、前田ですが、今の9ページの資料によると、16年度から支払い利息がぼんと急に増えておる。ここで、特にどのようなもの、今、蟹原云々というような話があったんですけども、どういう大型事業によって増えていくのかというのが1つと、21年までですか、毎年約1億、今もそれぐらいかけておると思うんですが、老朽管の布設替え、こうやってやっておられるわけですが、この老朽管というか、布設替え、管のサイクルといいますか、要するに今年布設した管の寿命をどれぐらい想定しておるのか。そうすると、例えば20年というサイクルを見た場合に、海田町の給水管の総延長の20分の1、単年度にやれば20年で1サイクルと。30年寿命を見るなら30年が1サ

イクルと、こういうふうには、私、ちょっと言葉をつくっているわけですが、今の21年まで約9億何ぼというと、単純計算、1年1億ぐらいになっておるんですが、特別値上げせにゃならんというような理由が見当たらんというような気がするんですが、その辺もあわせてお願いしたいと思います。

それから、県水の料金、これが上がっていくのかどうか。これは15ページに書いておるんですか。平成15年からぐっと料金が上がるという理由。それと、あわせて同じことです。現行3万260名ぐらいで予定して、18年、3万800、約600名ぐらいの給水人口増を見ておるわけですが、これぐらいの人口だと、別段施設的に特段に拡充、そういう整備をせにゃならんというようなものは、これも見当たらんというような気がするんですが、料金値上げには直接は響かないような気もするんですが、その辺の考え方。

それと、1つは確認ですが、これは15ページだったかな、供給単価、給水原価というやつがあるんですが、いわゆる需要という言葉、供給という言葉に使うと、どちらがどれになっていくのか。給水原価が供給になっていくのか。供給、需要というような言葉で、ちょっとこれの説明を願いたい。

○議長（河野）水道課長。

○水道課長（畠山）整備計画の中の大型事業の内容でございますが、ここに書いてありますように、事業費で申しますと、主なものは蟹原浄水場の改修工事及び国信浄水場の場内整理と管理棟の建設。それと、18年からなんです、配水池の新設。それと、あとは緊急時対応、これらにつきましては、緊急遮断弁とか貯留槽を設けるものでございます。それと、あとは中央管理システム等がございます。

それと、老朽管の整備でございますが、一応管につきましては40年で改修することとなっております。

○議長（河野）庶務課長。

○庶務課長（新浜）それと、建設工事に伴います支払い利息の増加でございますが、これは9ページの中ほどに企業債というのがございます。一応15年では5億、平成16年では4億5千万、17年では6億、18年では4億5千万というふうにかかる予定にしております。その利息がだんだん積み重なったものでございます。ですから、年々多くなってきます。

それと、15ページの給水原価と供給単価でございますが、給水原価は元値でございます。いわゆる水をつくるのにかかった費用。それと、供給単価はいわゆる売り値でござ

います。この表を見ていただきますとわかるのですが、平成5年にはいわゆる供給原価と給水単価が逆転いたしております。それで、ずっといわゆる逆ざやと申しますか、売り値より元値の方が高かったという状態が平成13年まで続いて、それで料金改定をした場合に、平成14年にはそれが逆転していると。売り値の方が元値より若干高くなっていると。それが16年にはまた逆転いたしまして、売り値より元値の方が高くなるという表をあらわしたものでございます。以上でございます。

○議長（河野）前田君。

○12番（前田）今の15ページですね。どうも説明と合わんような気がするが、過去、水道会計においては赤字は出ていないわけなんですね。今年というか、今年度というか、赤字を想定しておると、こういうことになるわけですが、いわゆる売り値というか、供給単価の方がずっと安く来ておるんですね、過去ずっと。にもかかわらず赤字になっていない。何か知らんけれども、受託事業か何か知らんけれども、そうすると下水の方からの代替工事で、そっちの方からぶらっと工事費を、悪い言い方をすれば、取り上げておいて赤字を補てんしてきたというふうにも聞こえるんじゃないけれども、なぜ今まで赤字にならんかったかというのは、元値よりも売り値が安いんですよ、今まで。ここの表でいくと、14年で初めて、これは値上げしたと、こういうことになるわけだと思うんですが、13年から14年へ向けてぼんと上がって黒字になっておる。じゃ、過去はどういうことなんですか。13年から過去ずっと、平成5年からなぜ赤字が出なかったのか。ちょっとこの説明がというか、この表の見方が理解できないと。

それと、大型事業云々ということであったんですが、蟹原浄水場をどうかするとか国信を整備する。それは過去もいろんな形で整備してきておるわけなんですよ。特に、大型事業で3億だ4億だという企業債が出てくるんだということですが、何か大型事業をやるたびに4億とか5億とかいう借金をするわけじゃろうと思うんです。その大型事業の説明なくして、ただ起債だけをどんどんどんどん起こさなきゃならんのだったら……。こういうことだからという、そういう説明が足りないような気がするんですが、その辺の説明を願いたい。

○議長（河野）庶務課長。

○庶務課長（新浜）先ほどの前田議員の質問に答えていなかったのがありますが、水道管の耐用年数は一応40年でございます。

それと、この15ページでございますが、なぜ赤字にならないかということございま

すが、いわゆる給水原価を出す計算式は有収水量分の費用でございます。それと、供給単価、これは有収水量分の給水収益、いわゆる水を売って収入した金額でございますが、それを計算しまして、供給単価と給水原価を出しております。

それで、なぜ赤字にならないかということでございますが、その給水収益のほかに分担金というのがございます。家を建てられて水道を引かれるときに出していただく分担金、これが約2千万から3千万程度でございます。それと、12年度につきましては、特別利益とか、そういったものが入っておりますので、赤字にはなっていないんですが、実質逆ざやが生じているという状態でございます。

○議長（河野）前田君。

○12番（前田）それと、今、老朽管の布設替え、40年、それはそれでいいとして、その耐用年数が40年という見方なんだろうけれども、要するに、過去ずっと有収水量が上がっていないんですね。平均80何%ぐらいで、ちょっと詳しい数字はわかりませんが、これは何に起因しておるとお考えですか。今まで、毎年約1億円ぐらいの老朽管敷設替えをしておるわけですね。にもかかわらず有収水量が上がっていないと。だから、今言われるいろんな工事で利益が出ると言われても、受益者負担金だけを見たら、メーターの使用料か何かだけでは、2千万だけではどうなのかな。それで全部補てんできるのなら今後もできるんじゃないかというふうに考えるんですが、あわせてお願いします。

○議長（河野）庶務課長。

○庶務課長（新浜）有収水量の件でございますが、12ページにグラフで示しておりますように、平成元年をピークといたしまして年々減少しております。それに比例いたしまして、有収水量も減少しております。この有収水量、いわゆる配水した水量のうちお金になる水量のことでございますが、6ページをご覧いただきたいと思っております。平成14年度からは88.6、6ページの一番下でございます。有収率につきましては、88.6。それから、順次0.1%ずつ上昇いたしております。老朽管の改良とかによりまして破裂する件数も年々減っておりますので、有収水量が上がっていくものと推定いたしております。

それと、大型事業の件でございますが、これは10ページにお示しいたしましたように、浄水場の改修、これは今、緩速ろ過池がございまして、これを急速ろ過池に変えるものがございます。と申しますのは、緩速ろ過池ですと外からの有害物質の投げ入れ等がございますので、急速ろ過池にして屋根を覆うと、そういったものを早急にやる必要があるということで考えております。それと、配水池の新設を6億5千万程度考えておりま

す。これにご指摘の老朽管の更新も9億程度考えております。

○議長（河野）ほかに質疑がございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

討論があるようでございますので、まず反対討論があれば許します。佐中君。

○16番（佐中）第49号議案、海田町給水条例の一部を改正する条例の制定について反対討論をいたします。

平成14年4月1日から平均17.9%の引き上げを提案されておりますが、一般用では21.8%の大幅な引き上げであります。結論を言いますと、企業努力をすべきであります。21世紀になって、失業や倒産、暮らしと老後、子どもたちの未来、医療、今だれもが不安でいっぱいあります。出口の見えない大不況、そのきっかけは4年前の消費税増税5%だったわけであります。あげくの果ては、社会保障の面では今年1月、老人医療費の値上げで、負担の心配から、お医者さんへの道が遠のいております。介護保険の利用料、保険料の高負担、これでサービスを泣く泣く減らさざるを得ない。年金も改悪をされ、60歳から丸々出ない。大量の倒産、失業、これに小泉内閣が不良債権最終処理を強行すれば、銀行が融資を打ち切り、担保を回収する中小企業が20万から30万社も倒産し、100万人を超える新たな失業者が生まれるのは時間の問題であります。痛みを耐えればあすはよくなる。とんでもありません。二、三年後には消費税の増税も、竹中財務大臣は最低でも消費税を14%にするという大増税計画であります。痛みを耐えれば、我慢、この先はもっと激しい痛みが待ち構えております。こんな今の時期に、生きるための最低の条件である水道料金を引き上げることは、町民の暮らしを応援するどころか、ますます苦しめることになります。このような今の状況で今の政治に求められているのが、国民や町民の暮らしをいかに応援するか、このことが今しなければならない自治体としての大きな責務であります。このような時期に上水道という公共料金の引き上げを認めるとはできません。これまで15年間値上げをしなかったことではありますが、同じ水を使う町民にとっては、下水道は平成5年は32.8%、平成9年は25.85%、今年は27.8%の下水道料金の引き上げをしております。これらの時期は値上げによってバブルがはじけ、町民は悲鳴を上げました。今度は上水道の引き上げでどこまで町民を苦しめるか、その政治姿勢が疑われます。前回の議会で指摘をして提案をした福祉減免制度の導入を実施すると予定されておりますが、料金の値上げとは別問題であります。

以上の理由から、この条例案に反対をし、討論を終わります。

○議長（河野）続いて、賛成討論があれば許します。山岡君。

○14番（山岡）第49号議案、海田町水道料金値上げに賛成で討論をいたします。

町民3万人の命の水は瀬野川より取水し、今日まで一度の大きな事故もなく、安心して飲めるおいしい水として町民に喜ばれております。近隣の市町村と比較すると水道料金も安くて、今回の値上げは昭和61年以来、15年間の間、水道料金を維持されました。説明資料によりますと、長引く景気低迷による節水、企業の町外への移転等、また、人口の伸びもなし、先般の見直しも含めて、老朽管の施設の更新を早期にされて、公営企業の健全経営、合理化、経費節減に、より一層の努力をされること、水道事業の現状、今後の計画、安心して飲めるおいしい水を町民に供給して水道事業の使命を達していただくよう要望して、賛成の立場で討論といたします。

○議長（河野）続いて、反対討論があれば許します。西山君。

○8番（西山）8番、西山です。49号議案、水道料金改定議案に対して反対の立場から討論いたします。

今、景気の低迷で行政が緊急地域雇用特別交付金の基金をつくってまで雇用を促進している中で、集金制の廃止ということは納得できません。

次いで、水道料金改定案の改定表を見ますと、この表をつくった根拠に改定する理由を認めません。

よって、今回の水道料金改定には反対の立場から討論いたしました。

○議長（河野）続いて、賛成討論ございますか。国岡君。

○18番（国岡）賛成討論を行います。

この水道料金の値上げに対して遅きに失したという感があります。町民の命である水をこれから先の計画において遅きに失した値上げで、もっと早く値上げをして、長期にわたる町民の水道供給に万全を期していただきたかったんでございますが、ようやく来年の4月から値上げが決定をされるようでございますので、いち早く値上げをして、町民に安心して飲める水を供給していただくために、賛成討論を終わります。

○議長（河野）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第49号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第49号議案について、原案に賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野) 起立多数と認めます。第49号議案については原案のとおりこれを決めます。

本日の議事日程は終了する見込みがございませんので、本日はこれにて延会をいたします。

なお、明日は午前9時から本会議を開会いたしますので、ご参集ください。本日はご苦労さまでございました。

午後4時53分 延会